

平成 2 2 年第 1 回定例会

森 町 議 会 会 議 録

6 月 会 議

平成22年第1回森町議会定例会6月会議会議録（第1日目）

平成22年6月9日（水曜日）

開議 午前10時00分

休会 午後 5時35分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 行政報告

追加日程

- 1 緊急質問

- 4 一般質問
- 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町一般会計補正予算（第13号）
- 6 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 7 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
- 8 承認第 4号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 9 承認第 5号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 10 承認第 6号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第7号）
- 11 承認第 7号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第4号）
- 12 承認第 8号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）
- 13 承認第 9号 専決処分した事件の承認について
平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 14 報告第 1号 平成21年度森町繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
（森町一般会計）

- 1 5 議案第 1 号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 6 議案第 2 号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 7 議案第 3 号 森町職員団体の登録に関する条例等の一部を改正する条例制定について（3 条例改正）
- 1 8 議案第 4 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 1 9 議案第 5 号 渡島支庁管内公平委員会規約の変更について
- 2 0 議案第 6 号 北海道市町村備荒資金組合理規約の変更について
- 2 1 議案第 7 号 北海道市町村総合事務組合理規約の変更について
- 2 2 議案第 8 号 北海道市町村職員退職手当組合理規約の変更について
- 2 3 議案第 9 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理規約の変更について
- 2 4 議案第 1 0 号 渡島広域市町村圏振興協議会の廃止について
- 2 5 議案第 1 1 号 平成 2 2 年度森町一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 6 議案第 1 2 号 平成 2 2 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 2 7 議案第 1 3 号 平成 2 2 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 8 議案第 1 4 号 平成 2 2 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 9 議案第 1 5 号 平成 2 2 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 0 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 1 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 3 2 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度森町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 3 3 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 3 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 3 5 発議第 1 号 森町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 3 6 意見書案第 1 号 北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書
- 3 7 意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 3 8 意見書案第 3 号 発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデージー教科書の普及促進を求める意見書
- 3 9 意見書案第 4 号 機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書
- 4 0 意見書案第 5 号 コメの戸別所得補償対策等の見直しを求める意見書
- 4 1 意見書案第 6 号 小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書
- 4 2 意見書案第 7 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員定数改善、就学保障充実など 2 0 1 1 年度国家予算編成におけ

る教育確保・拡充に向けた意見書

4.3 議員派遣の件について

4.4 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（22名）

議長	22番	野村	洋	君	副議長	1番	青山	忠	君
	2番	堀合	哲哉	君		3番	長岡	輝仁	君
	4番	黒田	勝幸	君		5番	木村	俊広	君
	6番	加藤	玲子	君		7番	宮本	秀逸	君
	8番	川村	寛	君		9番	佐々木	修	君
	10番	清水	悟	君		11番	坂本	元	君
	12番	杉浦	幸雄	君		13番	中村	良実	君
	14番	坂本	喜達	君		15番	菊地	康博	君
	16番	服部	勝見	君		17番	三浦	浩三	君
	18番	小杉	久美子	君		19番	西村	豊	君
	20番	東	秀憲	君		21番	前本	幸政	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐藤	克男	君
副町長	増田	裕司	君
総務課長	片野	滋	君
総務課参事	佐々木	陽市郎	君
出納室長	木村	浩二	君
防災交通課長	清水	雅信	君
契約管理課長	竹浪	孝義	君
企画振興課長	伊藤	昇	君
税務課長	泉	一法	君
収納管理課長	若松	幸弘	君
保健福祉課長	佐藤	洋	君
保健福祉課参事	成田	研造	君
住民生活課長	竹内	明	君
環境課長	横内	仁司	君
環境課参事	木村	哲二	君
農林課長	山田	仁	君

水産課長	島倉秀俊君
商工労働観光課長	金谷孝己君
建設課長	川村光夫君
上下水道課長	石島則幸君
教育長	磯辺吉隆君
教育次長	香田隆君
学校教育課長	芳賀幸則君
社会教育課長	澤口幸男君
体育課長	谷口方規君
給食センター長	坂尻正純君
生涯学習課長	中島将尊君
さわら幼稚園長	木村康則君
さくらの園・園長	釣隆吉君
病院事務長	大久保善之君
消防長	山田春一君
消防署長	松川眞也君
砂原支所長	輪島忠徳君
町民サービス課長	野田勝正君

○出席事務局職員

事務局長	本間一男君
事務局次長	藤田司志君
庶務係長	喜田和子君

○会議に付した事件

- 1 緊急質問
- 2 一般質問
- 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町一般会計補正予算（第13号）
- 4 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 5 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
- 6 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 7 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について

- 平成21年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 8 承認第 6号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第7号）
- 9 承認第 7号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第4号）
- 10 承認第 8号 専決処分した事件の承認について
平成21年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）
- 11 承認第 9号 専決処分した事件の承認について
平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 12 報告第 1号 平成21年度森町繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
（森町一般会計）
- 13 議案第 1号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
制定について
- 14 議案第 2号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて
- 15 議案第 3号 森町職員団体の登録に関する条例等の一部を改正する条例制定に
ついて（3条例改正）
- 16 議案第 4号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 17 議案第 5号 渡島支庁管内公平委員会規約の変更について
- 18 議案第 6号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更について
- 19 議案第 7号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 20 議案第 8号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 21 議案第 9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 22 議案第10号 渡島広域市町村圏振興協議会の廃止について
- 23 議案第11号 平成22年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 24 議案第12号 平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 25 議案第13号 平成22年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 26 議案第14号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 27 議案第15号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 28 議案第16号 平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第1号）
- 29 議案第17号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 30 議案第18号 平成22年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 31 議案第19号 平成22年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 32 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 3 3 発議第 1 号 森町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 3 4 意見書案第 1 号 北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書
- 3 5 意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 3 6 意見書案第 3 号 発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデージー教科書の普及促進を求める意見書
- 3 7 意見書案第 4 号 機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書
- 3 8 意見書案第 5 号 コメの戸別所得補償対策等の見直しを求める意見書
- 3 9 意見書案第 6 号 小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書
- 4 0 意見書案第 7 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員定数改善、就学保障充実など 2 0 1 1 年度国家予算編成における教育確保・拡充に向けた意見書
- 4 1 議員派遣の件について
- 4 2 休会中の所管事務調査等の申し出について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は22名です。定足数に達していますので、議会は成立しております。

平成22年第1回森町議会定例会は、通年議会試行のため9月30日まで休会中ですが、森町議会通年議会等の試行に関する実施要綱第3条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により6月会議を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、黒田勝幸君、5番、木村俊広君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日から6月10日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤克男君） 皆さん、おはようございます。それでは、行政報告をさせていただきます。

昨日来からの新聞報道でご承知のとおり、町のウロ処理施設での処理に関して不適切な事例があったとされる事件についてご報告申し上げます。本件につきましては、町民各位を初め、鹿部町や関係業者、関係機関に対しては大変ご心配、ご迷惑をおかけしまして、まことに申しわけなく、心からおわび申し上げる次第でございます。本件について現場担当者から事実関係を確認したところ、ウロを敷地内に一時堆積していたのは、一日の作業工程上やむなく最長で4時間から5時間程度放置していたことであり、その間カモメがウロをついばんでいたことも知っておりましたが、電解作業の業務が一段落つくまで一時的に放置していた

ということでありまして、施設の敷地内に置いていたということで、不法に投棄していたという認識はなかったということでもあります。このような措置をとっていた期間については、昨年度からの繁忙期に行っていたものの、その回数や数量までは把握していないとのことであります。しかし、一時仮置きといえども地べたに放置し、シート等の覆いもせず、またカモメ対策をとらなかつたことはまことに遺憾であり、指摘されるまでもなく不適切な対応であったことをおわび申し上げます。このような放置行為は、ウロを搬入するトラックの待ち時間を少しでも少なくするための苦肉の策として現場の職員がよかれと思って行ったこととしても、許される行為ではありません。

この事態の判明を受けて、町は直ちに担当課に指示し、不適切な処理の停止と対応策をとりました。4月13日から、一部の加工業者からのウロを試験的に北斗市の太平洋セメントに搬入し、焼却処理試験を実施中であります。今後ウロ処理については、現在実施している試験結果を見て、来シーズンからのウロを一部焼却処理でウロ施設での処理を補完する方向で考えております。なお、所管する水産課施設担当者については、今後このようなことが二度と繰り返されないよう、厳重に注意をしたところでございます。

改めて、報道によりご心配、ご不安をおかけしましたことをおわび申し上げ、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 佐藤町長の行政報告は終わりました。

次に、教育長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○教育長（磯辺吉隆君） 赤井川小学校の今後のあり方について、経緯も踏まえご報告申し上げます。

赤井川小学校の件につきましては、10年以上前からさまざまなご議論をいただいているところであります。この間、学校、また町を取り巻く状況も大きく変わり、今から約7年前の資料では児童数が平成20年度で3学級、16名の予測の数値となっております。赤井川小学校は、現在在籍数8名、2学級で学校運営が進められております。今後の児童数の推移を見ますと、平成25年度には2世帯、4名になると推測されるところであります。教育委員会といたしましては、このような状況になる前に子供たちの教育環境を整えてやるべきとの強い思いを持ち、また保護者の皆様の不安を解消し、安心して通学させるべく、昨年9月23日から10月5日にかけて赤井川小学校のすべての保護者の皆様と個別に話し合いを持ち、教育委員会の考え方をご説明してまいりました。教育委員会としましては、赤井川小学校の児童を駒ヶ岳小学校に通学させることをご提案申し上げたところであります。それぞれさまざまな思い、複雑な胸中にはありましたが、7世帯すべての保護者の皆様にご了解をいただいたところであります。赤井川町内会としても地域の声を聞くべく、10月8日、赤井川町内会報を発行し、赤井川小学校の件を取り上げたところであります。その後、本年1月22日に赤井川町内会の皆様への説明会を開催させていただきました。その中ではさまざまなご意見が出されたところでありますが、教育委員会でご提案させていただいている進め方についてご理解をいただきたいとお願いしたところであります。その後赤井川町内会の役員の方から、保護

者の意向を大事にしなければならない。さまざまな思いはあるが、教育委員会の考え方で進めてよいとのご意見をいただいたところであります。駒ヶ岳小学校の保護者の皆様には、昨年12月にPTA全体会との話し合いの中でご提案申し上げ、ご理解、了承していただきました。また、駒ヶ岳町内会の皆様とも昨年の12月に懇談の場を持ち、提案についてご理解、了解をいただいたところであります。これからもさまざまな形で赤井川町内会の皆様のご協力をいただくためにも、地域の皆様と懇談の場を持ちたいと考えております。

以上のような経過を踏まえ、教育委員会といたしましては赤井川小学校を平成23年4月1日から休校とし、同年4月から赤井川小学校の児童を駒ヶ岳小学校に通学させていただくため、具体的に進めてまいりたいと考えております。

議員各位には今後も一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます、報告とさせていただきます。
○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎動議の提出

（「議長」の声あり）

○議長（野村 洋君） はい、どうぞ。

○4番（黒田勝幸君） ホタテ未利用資源リサイクル施設のウロ不法投棄の件につきまして、新聞報道の内容も含めて緊急質問の動議を提出いたします。

○議長（野村 洋君） ただいま4番、黒田勝幸君から、ホタテ未利用資源リサイクル施設のウロ不法投棄の件について、新聞報道の内容も含めての緊急質問の動議が提出されました。賛成者いらっしゃいますか。

（「賛成」の声あり）

○議長（野村 洋君） この動議は1人以上の賛成者がおりますので、成立しました。

ホタテ未利用資源リサイクル施設のウロ不法投棄に関して緊急質問の動議を議題とすることについて、森町議会会議規則第62条第1項の規定により採決を行います。

この動議に対して賛成してよろしいでしょうか。

（「賛成」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 賛成多数であります。

この際、日程に追加し、追加日程第1、緊急質問として、直ちに発言を許可いたします。

◎追加日程第1 緊急質問

○議長（野村 洋君） よって、追加日程第1、緊急質問としてホタテ未利用資源リサイクル施設のウロ不法投棄の件について、4番、黒田勝幸君の質問を行います。

○4番（黒田勝幸君） ただいま町長から行政報告の中で説明がございましたが、ホタテのウロ不法投棄につきまして緊急質問をさせていただきます。

昨日の新聞、テレビ報道で、森町が運営している砂原地区にありますホタテのウロ処理施設、ホタテ未利用資源リサイクル施設でホタテ漁の最盛期に処理し切れなくなったウロの一

部を昨年から敷地内に不法投棄していた。昨年2月から5月にかけて、ほぼ週1回の割合で毎回少なくとも数トンのウロを敷地内の一角の空き地に捨て、付近に生育するカモメに食べさせていた。今年も2月からそうであったが、外部の指摘で発覚する4月中旬まで続いていた。町水産課では、指摘があるまで気づかなかった。処理できないウロをカモメに食べさせたのは、不適切であったとコメントをしております。これは、道新の記事の内容でございます。けさ函館新聞にも同じようなことが載っておりますけれども、一部見解の違いもございます。今の町長のお話でも、不法投棄というより処理がちょっと間に合わなかったので、一時堆積というような発言なり、函館新聞の記事もあります。その辺の経緯はこれから原因追求、究明していくという段階だと、こう思いますけれども、ホタテのウロは有害物質のカドミウムが含まれております。それを食べたカモメのふん害で、長い間にはいずれ人体への影響も危惧されます。

森町では、2月からごみの有料化に伴い、不法投棄に対して町民に協力を呼びかけております。また、町内には不法投棄は違法ですよという看板もあちらこちらに設置したのが見受けられます。その町が、言葉は悪いけれども、不法投棄していたということであったならば、町民に対してどういう説明をするのか、私はそのように思っております。まず、それまで町長のご答弁を聞きたい、このように思っております。

○町長（佐藤克男君） 今の黒田議員の質問に対してお答えさせていただきます。

確かに道新では不法投棄と書いてございました。しかし、私も現場を見て、これは不法投棄だということではないというふうに判断しております。きのうもテレビ局が何社か来ておりますけれども、その中で私に直接電話いただいた方もおられました。これは不法投棄ではないよねと、これは取材にも値しないということで、テレビの放映をやめたところもありました。また、何社か来たところも、そういう判断でございました。要するに、カドミウムを除去するためにつくった設備でございます。これは、約1,200トンぐらい、今あの施設では処理しております。この1,200トンの中でとれるカドミウムだけではない重金属というのは、300グラムから500グラムでございます。これをとるためにやっている作業です。繁忙期になりますと、車が、トラックが入ってきます。台貫でこれを計量して、そして計量したやつを直接その施設のホッパーの中に入れることになっているのですけれども、繁忙期にはそれが待ってしまうと、待ってしまうために、運転手さんがなぜ待たなければいけないのだという指摘がありまして、それではここに置いてもらうかということで置いて、そのウロはその日のうちに必ず処理しております。ですから、現場の担当者も、これを不法投棄だということは全く思っておりません。不法投棄というのは、どこか施設内ではない場所に捨てて、そしてこれを放置しておく、これが不法投棄でありまして、これは施設内の敷地の中に置いて、そしてそれをその日のうちにまたきちんと処理するというようなことをとっておりますので、不法投棄ということには全く当たらないと、そのように思っておりますし、また新聞には北大の教授の名前で、カドミウムの入ったウロを食べていて、このカモメが死んで、動物がそのカモメを食べた場合に人間にも影響があるかもしれないということを書いておりま

す。しかし、我々もイカの塩辛だとか、そういうものも食べております。また、皆さんもウロの問題が出るまでは、ホタテのウロというのはみんな食べていたと思います。化学的になった場合のカドミウムは非常に危険なものがありますが、これは厚生労働省の見解でも、自然界でのカドミウムについては問題ないというようなことも書いてございます。そういう意味で、私は人体に影響がある、そのようなことはないだろうと。また、一部このウロを食べてカモメが死んでいたという風評がありましたけれども、これも確認しましたら、全くないということでございました。ですから、人体に対する影響は私はないと、そのように確認しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） まず、この施設はもう10年以上経過しておりますので、処理能力は低下していることは事実だと、このように理解しております。それで、これ今始まったものでないから、新聞報道では去年からとなっておりますよね。この間に現場の担当者から役場のほうに、本庁のほうに報告がなかったのか。また、水産課の担当者が現場の見回りというか、逐次巡回というのか、現場に見に行っていなかったのかと、早期に気づかなかったのかと。それと、今町長が不法投棄ではなくて、手が回らなかったのか、一時堆積して順次処理していたということですよ。であるならば、これ有害物質を含んだウロでございますので、これは一時堆積であろうとも道の許認可のかかわりも出てくると思うのです。そういうものを決められたところに置かなければうまくないと思うのです。その辺ちゃんと許認可をとって堆積していたものか。堆積であったならば、今言われるようにシートなりなんなりで囲って、カモメとかいろんなものが食べないようにするのが本来の姿だと、その辺が手落ちだったのかなということも新聞でも言っています。

それで、まずこれ今、北斗市のセメント工場ですか、太平洋さんのほうに焼却処分依頼して、その処理委託料と運搬費用が今議会に1,073万円の補正が計上されております。町長は、事あるごとに森町の財政は大変だと言っております。そのとおりだと思います。そう言っていて、たまたまこういうことに余分なお金が出ることになったのです。これこそ本当に無駄な出費なのです。やることをきちっとやっていたら、これ一千何百万もかからないでできたのかなと、単純にこう思っております。その辺もありまして、今後のことでございますけれども、機械の処理能力が低下したことによって今後も200トンからのウロの処理方法をどのように考えているのか、それをまず1点。

それから、この件について町としての責任とか対応をどのように考えているのか、これ聞きたいと思っています。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の費用です。これは、今日補正が出ます。この費用というのは、業者さんからいただいている費用で賄うわけでございます。ですから、町から出費ということはありません。その中で、予算の中でこれは処理できるものでございます。ただ、費用が、これが太

平洋セメントに出したので、この分が補正という格好で出ている。ですから、もらったお金をそのまま払うというようなことになります。ですから、町の負担は一切ございませんので、ご心配いただくなくても結構だと思います。

それから、町の責任と言いますけれども、これは確かに問題になりました。しかし、この問題については、いろんないきさつがございました。ですから、町の責任といえば町の責任ですけれども、今後はもしそういうことになった場合には置かずに、先ほど堆積と言いましたけれども、黒田議員は堆積とおっしゃられましたけれども、これ一時置いただけです。堆積ではないです。堆積というのは、何年もかかって置いておくものを堆積といいます。堆積ではなく、一時置いただけです。こういうこともやめて、この場合には、多くなった場合には太平洋セメントのほうに持っていってもらおうというようなことを考えて、これは置かないと、余ったものについてはそのような処理にしようということで今考えております。特にこの件について職員の処分だとか、そういうことは一切考えてございません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 費用については、利用者からトン当たり1万2,000円でしたか、いただいているから、その中でやっていくのだということですが、この事業は特別会計になっていますよね。だから、予算内で、初年度の予算内で賄えれば、それはそれでいいでしょうけれども、赤字になった場合は当然一般会計からの繰り出しという形になっているわけなのです、特別会計の場合は。これは、最終的に年度末にならないとわからないけれども、出ないということはないのかなと私は単純に思っております。それと、利用者からトン1万2,000円もらって運用しているわけでしょう。そうしたら、それがこういうような新聞報道されることに対して、おかしいのではないかと言いたくなるのだよ、利用者にしたら。お金ちゃんと払っているのだから、何かしらそれをきちっとやっていないと、そうですよね、新聞に出ているわけだから。利用者にしたら、何かおかしいかと釈然としない考え方にもなるのかなと、こう思っているのです。ですから、それで今町長は大したことないようなことと言って、管理責任なり担当者のあれも何も考えていないと言うのだけれども、これからのこの事件の推移を見なければわからないのだけれども、その辺に私は一抹の疑問を持っているのだけれども、どうなのだろう、その辺、町長。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員のお話を聞いていると、町が悪いのだろうという、悪いほうに持っていきたいという意図が見え見えでございますけれども、これは保健所、それから渡島振興局、または道、そういうところが来ていろいろ調べております。その中で結論が出たら、それなりに対処していかなければいけないと。また、今のところ業者さんから何やっているのだとか、そういう質問とかそういうことの問い合わせはございませんので、それについては結果が出た時点でまたそれに対する対処をしようということで考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上でホタテ未利用資源リサイクル施設のウロ不法投棄についての

緊急質問を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第4、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

ここで議事進行についてお願いがあります。質問並びに質疑は、会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、1、顕彰制度について、9番、佐々木修君の質問を行います。

○9番（佐々木 修君） 私から顕彰制度について質問いたします。

現在顕彰制度は、町にはありません。児童生徒、また町民が教育、スポーツ、文化などすばらしい成績を上げて、褒めてあげる制度がございません。子供たちが興味、関心を持ったことを伸ばし、成長させるには、褒めてあげることが一番効果的だと言われております。これまでも全道を代表する作品や全国的に上位に入る成績を上げる実例がたくさんあったと思いますので、ぜひ顕彰制度をつくってたたえてあげるべきだと思いますが、理事者の考えはいかがでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（佐藤克男君） 佐々木議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問は、教育、スポーツ、文化、芸術面などでの町民、とりわけ児童生徒の活躍や功績に対して顕彰制度創設についてのお尋ねだと思います。森町では、旧両町時代から町振興発展への功績や各分野での荣誉に対して、表彰条例を制定し、顕彰してきており、児童生徒にかかわる事例として、古くは昭和54年の森中学校生徒会への善用表彰や平成16年の砂原町スポーツ少年団への表彰など、これまでに9団体への表彰実績があります。しかし、個人を対象とした事例はありませんでした。幾つかの道内自治体の同種顕彰制度についても調査したところ、ほとんど森町と同趣旨の表彰条例はあるものの、これによらず教育、文化、スポーツ表彰規則などの名称で教育委員会所管で実施している実情が明らかになりました。

議員ご提言のとおり、人づくりやさまざまな活動の活性化を図り、結果として町振興発展の手だてとなるものと思われれます。今後は、教育委員会を中心に制度創設について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（佐々木 修君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 9番、佐々木修君の質問は終わりました。

次に、2、森町の基本条例について、ふるさと納税の活用について、子ども手当について、

4番、黒田勝幸君の質問を行います。

初めに、森町の基本条例についてを行います。

○4番（黒田勝幸君） それでは、通告に従いまして、3問について一般質問をさせていただきます。

まず、森町の基本条例についてでございます。地方の時代を背景に、平成12年4月から地方分権一括法が施行され、国と地方の関係は明治維新以来続いてきた従来の国に従う主従関係から対等、協力の関係になりました。この法律の施行により、まちづくり、地域づくりは地方公共団体と地域住民の決定と責任によって行うことになりました。したがって、地方分権の理念であります住民参加と情報公開がこれからの町政の政策決定やさまざまな条例制定などに地域住民が積極的に参加して、意向を町政に反映する住民参加の仕組みの条例化が求められております。森町においても、自治体の憲法と言われる森町まちづくり基本条例を検討してみたいかでしょうか。

○町長（佐藤克男君） では、お答えします。

地方分権一括法施行に伴い、国と地方公共団体の新しい関係が構築され、地方自治体のまちづくりに関しての基本的事項を明らかにするため、近隣町においてもまちづくり協議条例を策定している町もございます。当町といたしましては、森町総合開発振興計画をもとに行政運営をしておりますが、町民のまちづくりへの参画と情報の共有化を図り、町民憲章に掲げるまちづくりの目標を進めることが必要と考えております。ご質問のまちづくり基本条例策定の検討ということではありますが、今後さらに地方分権時代にふさわしい町民と行政の協働、ともに働くまちづくりを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） ただいま町長から前向きなご答弁をいただきました。

実は基本条例制定につきましては、平成18年の9月議会において私が前町長に質問した経緯がございました。当時、協議の場を持ちながらやっていかざるを得ないだろうというような前向きな意見でございました。それで、ただいま佐藤町長はさらに前向きな答弁をいただいたわけでございますけれども、もう既に21年の8月現在で49カ所、8月以降12カ所ありますので、もう62カ所から制定しているという現状もあるわけでございます。それで、これから順次町長は進めていくのでしょうかけれども、時期的なことを多少現段階で腹案というか、例えばそのための委員会を立ち上げるとかあると思うのですけれども、いつごろをめどに考えているのかお知らせいただきたいと思っております。

○町長（佐藤克男君） いつごろかということなのですが、次年度ぐらいにはこれを策定して、そして議会の承認も得て、これを進めていきたい。町の憲法となるような大切なものでございますので、拙速ではなく、かなり練って、そういうものになると……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員から3年から5年かかるというお話でありましたけれども、私はなるべく早く、そんな時間かけてよそもやっているとは思いませんので、なるべく早くこれはやっていきたいと。または、今1年やそこらでできないというお話でございますので、それは時間をかけながら、そしてつくっていききたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（黒田勝幸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 森町の基本条例についてを終わります。

次に、ふるさと納税の活用についてを行います。

○4番（黒田勝幸君） 次に、ふるさと納税の活用についてでございます。

森町役場の正職員350人のうち21人の職員が森町以外から通勤しております。この方々は、住民票のあるそれぞれのまちに税金を払うことになります。また、生活のために必要なものも住居のあるまちで買うことになると思います。いろいろな事情でその地に住まなければならないとは思いますが、どこに住んでいても森町に対する熱い思いは持っているものと思っております。この熱い思いを何らかの方法で町に貢献していただきたいと私は思っております。その一つとして、ふるさと納税制度があります。この制度は、平成20年、地方税改正により、地方公共団体、都道府県や市町村に対して5,000円を超える寄附をした場合、その5,000円を超える部分が所得税と個人住民税から寄附金控除される制度です。町の財源確保のためにも、お願いしてみたいはいかがでしょうか。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 森町外に居を構える職員がさまざまな事情によりそこに住んでいるのは、議員が思慮するとおりであります。これらの職員が、仕事としては当然のことではありますが、日々森町職員としてまちづくりに精励しているということも事実であります。ふるさと納税は、結果として申告することにより所得税、住民税の控除を受けることができますが、町から職員に対してのお願いとなれば、どうしても強制的な響きを含んでしまうものと思われま。また、ふるさと納税は、あくまでも寄附者の自主的な行為であるべきと思いますので、町から職員に対するふるさと納税のお願いは控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○4番（黒田勝幸君） 私は、これ強制できる何物もありませんから、せめてお願いぐらいはしていただけるのかなという、そういう期待感を持っておりましたけれども、町長がする

気ないと言うのだから、これはこれで仕方ない。あとは、今日私が質問したので、今日ここにいらっしゃる管理者の皆様、また職員の皆様もわかると思いますので、あとは本人の考え方ですから、それはそれで仕方ないのですけれども。

それで、1つこれ関連になるかもしれないけれども、まずほかの町のことをちょっと。ふるさと納税制度については、各市町村でいろいろな創意工夫をして、我が町応援ということで呼びかけておりますよね。渡島管内の福島町では、5,000円以上の寄附をいただいた方には心ばかりのお礼として福島町の特産品、ありがたいの感謝を込めて届けております。他の町でも、地元の特産品をお返ししているという記事が新聞報道等で紹介されているのです。森町でも、これから同僚議員もこのふるさと納税のかかわりで一般質問があります。森町でも過去2年間でいただいております。そういうようなことで、町としてもふるさと納税の協力者に対して、ありがたいという言葉とともに何かそういうような町の特産品を差し上げて、そしてまたさらなる寄附の呼びかけをしたらいかかなと、こう思っているのです。

本当に職員さんは、どこに住んでも、これいたし方ない。森に住んでほしいけども、そうはいかないね、いろんな事情で。だけれども、やはりその地に住んでいるということは、いろんな事情あると思うのですけれども、そこに住むことがメリットがあるから住んでいると思うのですよ、私にすると。そして、これちょっとあれなのですけれども、通勤手当というの職員さん出ています。町内であると通勤手当も金額的に少ないと思う。1カ月トータルしても1万円もらう人はそんなにいないと思うのです。役場を中心の距離になりますから、自宅までの。そうすると、今森町に通っている人は、21人の内訳見ますと、函館、北斗市、七飯、鹿部と、こうなっています。それで、距離の遠い人は月2万円から通勤手当出ているのです。ということは、地元に住んでいないから、そういうことになるわけ。だから、これは条例上そうなっているから仕方ないのだけれども、それだけよそのまちに住むことによって町で出費が多くなっているということがあるのですよ、現実には。だからこそ、できれば何かの形で応援していただけないものかというようなことで言っているのですけれども、これあくまでも町長がそう言うのだから仕方ないのかもしれないけれども、もう一度町長お願いします。

○町長（佐藤克男君） ふるさと納税についてご質問です。先ほどお話のあった福島町にいただいたら何かの形でお返しすると、これについては私も検討の余地が非常にあるなど、そのように思っております。

また、町外から通勤している職員に対して、町外に居を構えている職員に対してふるさと納税というお話でございました。そもそもふるさと納税という趣旨は、これは森町出身で、どこか違うところに住んで、これは自分が小さいときにここで育ててもらった。勉強も教えてもらった。我々もそこそこの年になったから、恩返しという意味で納税しようという趣旨でございます。そして、現在、今黒田議員の質問にある当町の職員にこのふるさと納税の制度を使って町にお金を落とせという趣旨だと思うのですけれども、私はこれは的違いだと思うのです。職員は、これは一生懸命仕事をしてもらって、そして町に貢献してもらっている。

場合によっては、町からの特別の要請でわざわざ森に仕事に来てもらっているという職員も中にはおるわけでございます。そして、当然彼らは函館市なり七飯なり北斗市なり鹿部町に住んで、そしてそのまちにお世話になっているわけでございます。そこに住民税、所得税を払うのはごくごく当然のことでありまして、もし森町の住民で函館に勤務している、函館に勤務しているから、函館に住民税をふるさと納税で払いなさい、これは私はおかしいではないかと。私は、もし森町の番になった場合、それはちょっと違うのではないかとということでございます。職員については、この町で一生懸命働いていただいて、そして仕事をしてもらうのが一番のことだと。

職員に対する給料の削減等々で、これは先日全員協議会でもお話ししましたけれども、約3億7,000万のこれは給与削減をしてございます。そして、また今年も来年もと3年間続ける予定でございます。職員に対しては、13%から18%のこれは給与の削減を町のほうでは協力を願っているわけでございます。私は、むしろ職員にそういうことを求める前に議員の皆さんの報酬の削減というもの、今回も7.7%でございました。私は、議長にこの件についても……

(「関係ない」の声あり)

○町長(佐藤克男君) 関係あるよ。議長に私は公文書でそういうものを申し入れたけれども、いまだに返事が来ておりません。私は、それについて議会はどのようにやっているのかなど、職員に求める前にまずは自分の襟を正すことが私は大切なことだと。3,000円、5,000円のふるさと納税ではなくて、目的以外のものをするのではなくて、まずは議員の襟を正してもらいたい、そのように思うわけでございます。

以上でございます。

○議長(野村 洋君) 町長、今の発言でちょっと注意しておきますけれども、質問者の質問の趣旨以外のことについて及ばないようにしてください、返答を。

再々質問ございますか。

○4番(黒田勝幸君) 今議長から注意ありましたから、言わなければいいのだけれども、一言言わせていただきます。まず、基本的に町長、もう既に1年半以上もたっているのだから、やはり議会の仕組み、行政の仕組みというのを少し理解していただきまして、私も含めて発言はお互いに気をつけていきましょう。

それで、町長は議会の、新聞でも報道されていますから、何も議員だけでなく町民もみんな知っているから、議員の定数が12だとか、報酬下げるとか、20%下げると、これはみんな知っています、町民も。ただ、それについては、もしそうであったならば、報酬等審議委員会というのもあると思うのですよ、そこでちゃんと正規な場所でかけてやればいいのではないですか。確かに町長初め、自発的に大幅に下げました。職員さんも8%から18%とか20%とかという世界ですよ。大変だと思います。それは理解します。ただ、我々も7.7%しか下げっておりません。しかし、もともとの給料、給料って我々は報酬ですけれども、金額が違うわけだから、その辺はやっぱり理解してもらわなければならない。

○議長（野村 洋君） 黒田議員、ちょっと話題がずれていますので。

○4番（黒田勝幸君） やっぱりちゃんとしたこと言わないと、町長も理解してもらえないから、そうになってしまうの、結局。

（「そうだ」の声あり）

○議長（野村 洋君） それでは、切りかえてください、本題に。

○4番（黒田勝幸君） 本題はもういいわ、これ。

○議長（野村 洋君） 再々質問はよろしいですか。

○4番（黒田勝幸君） 3点目。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（黒田勝幸君） それでは、3問目です。子ども手当についてでございます。

子ども手当の支給が6月1日から道内など全国の自治体で準備始まりました。道内では、後志管内仁木町など5町が1日より支給され、ほかの自治体でも6月中に支給される見通しで、2010年度の支給額は中学生までの子供1人当たり月1万3,000円となっております。また、支給方法は、ほとんどの市町村で金融機関の窓口には振り込まれますが、1日支給された5町のうち1町では、保育料を滞納している世帯に対し、役場窓口で支給した後、滞納分の全額または一部を支払ってもらおうという町がありました。以下、お尋ねいたします。

①、22年度の森町対象人数と給付額総額は、どのようになっていますか。

森町の支給日と支給方法はどのようになっていますか。

③、21年度末の保育料と給食費の未納額は幾らですか。

④、子ども手当の支給に当たり、保育所や給食費の未納者に対し、どのような対応を考えておりますか。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員のご質問にお答えさせていただきます。

子ども手当について、22年度の森町の対象人数と給付費総額はどのようになっていますかとのご質問でございます。子ども手当の対象人数ですけれども、これは現在1,631人ございます。そして、子ども手当は6月、10月、2月の年3回支給されますが、今回の6月期、4月、5月分、これは5,115万5,000円となっております。

そして、2問目、森町の支給日と支給方法はどのようになっていますかというご質問でございます。これについては、支給日と支給方法ですが、6月、10月、2月の各支払い月の15日としております。支給方法は、原則金融機関への口座振り込みの方法となっております。

3問目、21年度末での保育料と給食費の未納額は幾らですかというご質問でございます。保育料が1,591万950円でございます。違いますね、これは滞納額です。ですから、平成17年から21年度までです。保育料が1,591万950円でございます。給食費のほうは、やはり平成17年から21年までで1,062万3,622円となっております。

4番目の質問で、子ども手当の支給に当たり、保育料や給食費の未納者に対し、どのような対応を考えておりますかとのご質問でございます。子ども手当の支給に当たっての保育料

や給食費の未納者対応であります、子供の育ちに係る費用でございます。保育料や給食費などを未納としながら、子ども手当が子供の健やかな育ちと関係ない用途に用いられることは法の趣旨にそぐわないと思います。子ども手当の受給権は法律で保護されており、差し押さえはできないことになっております。しかしながら、保育料や給食費の未納がある方には、子ども手当の申請時や現況届時を利用して納付相談に応じてもらうよう、未納状況の閲覧や現金支給とすることなどに同意していただくなど未納対策に向け、先進地事例なども参考にしながら取り進めていきたいと考えております。また、子ども手当が支給される各期15日の支給日前に未納者に督促状の発付を行い、未納回収に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○4番（黒田勝幸君） まず、滞納額でございますけれども、保育料については1,591万円と、それと給食費については1,062万3,000円ぐらいですよというようなことがありました。町長は、基本的にはこれはもう本人に直接やるものだというようなことで、今後そういうことも考えていかなければならないのかなということですよ。町長もご存じのように、静岡県島田市、それから長崎県の津島市とか、北海道でもありましたのですけれども、事前予告して、滞納者には現金払いすると、窓口でお願いすると。事前の文書でそういうことを要請したら、結構協力もらっているという数字的なもの上がっているのです。それでいただいているという経緯がございますので、町長も今回はそうしていないのですけれども、これからそういうこともやっていくということは今言ってくれましたので、ぜひそういう形にしてほしいなど、このように思っているのです。私は、子ども手当は本来子育て支援のために使うべきだと。給食費や保育料は税金と違いますけれども、やはり受益者負担が原則ですよ。町長は、22年度から税金の滞納者一掃を目指して、収納率アップのために今度は税務課から収納管理課と、集金専門の人たちを養成して、やってもらおうということで新設したのです。そういうことからいっても、せっかくの機会でもありますので、ぜひ今町長が腹案的に考えているものを推進していただきたいなど、このように思っております。

それと、現状を見ますと給食費、給食いただいている方1,600件いるのです、生徒さんが。口座引き落としの方が699件いるのです。約44%です。あと納付書で払っている人が901件ということになっています。それから、保育所については、すべて納付書で支払いということになっています。ですから、これも保護者をお願いして、なるべく口座引き落としにさせていただくことによって、完納というか、払ってもらえる確率高いわけです。そういうこともぜひ、今回収納課も新設したことだし、前向きに検討していただきたいなど、こう思っておりますけれども、町長、いかがですか。

○町長（佐藤克男君） 今口座引き落としというご提案でございますけれども、それはいい方法でございますので、親御さんのほうにそういうものを申し入れて、ぜひその方法はとってみたいなど、検討してみたいと、そのように思っています。

以上でございます。

- 議長（野村 洋君） 再々いいですか。
- 4番（黒田勝幸君） はい、終わります。
- 議長（野村 洋君） それでは、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

- 議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3、ふるさと応援寄附金のホームページについて、6番、加藤玲子君の質問を行います。

- 6番（加藤玲子君） 通告に従いまして、質問いたします。

ふるさと応援寄附金のホームページについてでございます。ホームページは、町の顔として町民や町外の人に情報を発信する場として作成されていると思っております。残念ながら、他町村のホームページと比較すると公開情報の量が少ないかなというふうに感じられています。中でも、ホームページにふるさと応援寄附金については常設されていないように思います。私は、森町で育って、ふるさとに寄附した人、寄附をしたい人がいると思います。他町村では、ふるさと応援寄附金の活用方法やふるさと納税の寄附控除の受付方法も詳しく丁寧に説明しています。以下、お聞きいたします。

1つ目といたしまして、ホームページに積極的にこれからも取り組むのであれば、今後常設ホームページにふるさと応援寄附金を載せたらと思いますが、いかがですか。

2つ目として、ふるさと応援寄附金制度の制定もされていますので、現在まで内訳金額と件数の合計をあわせてお聞きいたします。できましたら、年度ごとにわかればと思っておりますが、お聞かせください。

以上です。

- 町長（佐藤克男君） 加藤議員のふるさと納税に対してのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のホームページに積極的に載せるかどうかというようなご質問だと思います。町の公式ホームページは、昨今の情報化社会にあって大変重要な役割を担っております。この活用策を充実させていくことが一層求められております。当町といたしましても、情報管理係を中心に全庁一体となり、的確な情報内容の充実に向けて取り組んでおりますが、議員ご指摘のとおり、さらなるレベルアップのアドバイスも多く寄せられております。そこで、現在大幅な内容改定作業に取り組んでおり、7月初旬をめどにリニューアルすることとしております。その際には、今回ご指摘ありました森町ふるさと応援寄附金の募集スペースをトップページに掲載する予定でございます。

2問目の森町で応援寄附金の現在までの内訳を教えてくださいということでございます。

森町は、平成21年、昨年3月に森町ふるさと応援寄附金条例が制定、そして公布されており、現在までに件数で12件、金額で256万円の寄附金が寄せられており、森町ふるさと応援基金に積み立てております。この基金創設以前にもございまして、それは20年度、20年度は110万円ございました。そして、21年度につきましては、20年度2件で110万円、平成21年度は9件で141万円でございます。そして、22年度になってからは、1件、5万円が振り込まれてきております。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（加藤玲子君） それでは、再質問いたします。

ただいまの説明で、20年度に2件で110万ですね。それで、22年度は2件で……

（「9件」の声あり）

○6番（加藤玲子君） 失礼しました。9件ですね。9件で256万ですか。

（「141万」の声あり）

○6番（加藤玲子君） では、この256万というのは……

（「トータル」の声あり）

○6番（加藤玲子君） 失礼いたしました。ちょっと聞き間違えてしまいまして、申しわけありませんでした。

件数的には余り多くないのかなと、1件とか2件ですけれども、ただこういうふうなことを余りPR、もちろんホームページに出ておりませんので、もうちょっと広くお知らせをするというようなことも大事なことなのかなというふうに思っております。それで、町長にお聞きいたします。町長は、みずから北海道森町ふるさとの会というのが神奈川県ですか……

（「東京」の声あり）

○6番（加藤玲子君） 東京地区ですか。そのホームページには載っているのです。写真で、ふるさと会ってありますよというホームページには載っております。その方々に寄附を募るために、先ほどの町長の答弁がありました、ふるさとを思い出している方々というようなお話がありましたので、その方々にPRのふるさと応援寄附金のパンフレットとか、そういうものを製作をして、そういう会合がありましたときにさらにアピールするという考えはございませんか。ちょっとお聞きします。

○町長（佐藤克男君） 加藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

北海道森町ふるさと会というのがございまして、そこでは昨年もPRさせていただきました。もちろん今年もさせていただくつもりでございます。そして、現在その方の中からもふるさと納税をしていただいている方もございます。今札幌には森会というのがございませぬので、これは札幌にぜひつくっていただきたいというお願いをしています。そして、函館にもございます。ですから、少なくとも関東、そして函館、札幌とそういう会をつくって、そこをお願いしていくということは今考えているところでございます。ぜひこれは、ふるさとを思い出していただくということについては必要なことだと思いますので、これは積極的に

やっていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○6番（加藤玲子君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 6番、加藤玲子君の質問は終わりました。

次に、4、高齢者と買い物難民について、13番、中村良実君の質問を行います。

○13番（中村良実君） 高齢者と買い物難民についてをご質問をいたします。

町政執行方針で、高齢者の皆さんが住みなれた地域で健康で長生きできる日本一お年寄りを大切にするまちづくりを目指してまいります。そのため、福祉の分野が有機的に機能するシステムの構築が必要であり、関係機関が連帯していくネットワークづくりを検討していくとあります。高齢者は、日常の買い物に苦勞しております。食べることは一番大事で、楽しいことでもあり、今の社会は車を持たない高齢者にとっては住みにくい社会であると話をしております。また、買い物は単に物を買うだけではなく、外に出て多くの方々とおしゃべりをするのが地域とのつながりを感じる。最近では、買い物難民とも言われております。隣同士で助け合うことも限界があると推定しております。これらを考えるとき、行政が何ができ、何をどうすればよいのか考察をしていただきたい。今高齢者のエネルギーを利活用できる職場を提供し、日々元気で楽しく精を出せる環境づくりも大事である。今町が買い物難民に手助けをする、これが町長が言う大切にするまちづくりの基本だと思います。以下、お尋ねいたします。

高齢者のための買い物バスの運行について。

2つ目は、高齢者のための事業、軽作業の展開について。

3つ目は、歩道の整備について。

以上3点についてご質問をいたします。

○町長（佐藤克男君） 中村良実議員の高齢者と買い物難民についてということでございます。

1点目の高齢者のための買い物バスの運行についてご質問がございました。高齢者の皆様が住みなれた地域で健康で長生きすることのできる日本一お年寄りを大切にするまちづくりを目指しておりますが、そのためにご指摘のように保健、医療、福祉の分野が有機的に機能するシステムの構築が必要であり、保健センターや国保病院、地域包括支援センターを中心として、関係機関が連携したネットワークづくりを進めております。ご質問の買い物難民の件であります。商店の大型化に伴って地域の小売店が次第に閉店し、身近での買い物環境が悪化しているのも事実であります。高齢者、特に車のない高齢者にとっては、不便な時代になりつつあるものと認識しております。ただ、ご質問の買い物バスの運行についてですが、函館市でも試行的に実施しておりますが、地区を限定したり時期を限定したりしたのとなっており、実施の結論がまだ出ていないようであります。全庁的に高齢者の在住している森町において有効な手段なのか、また既存の営業バスとの競合の問題や路線をどうするか

等々、いろいろな問題も考えられます。一方、町内の各スーパーや商店においては宅配サービスを実施しており、営業車で販売して回ったりしている事業者も数多く見られます。当面はそれらのサービスも活用していただいて、生活に役立てていきたいと思っているところがあります。

2点目の高齢者のための事業、軽作業の展開についてというご質問でございます。ご存じのように、森町には町村部では珍しくシルバー人材センターが設置されており、現在約120名の高齢者の方々が会員となって活動しております。軽作業から管理的業務、事務的業務など各種仕事を請け負ってやられておりますので、体力や能力に応じて力を発揮できる場が提供されております。町におきましても、国と合わせて年間約500万円ほど補助金を出して、会の運営に対して支援しておるところであります。また、今年度より試行的に実施する福祉マイレージモデル事業においても、主に元気な高齢者を対象にボランティア活動を行ったときポイントを付与して、そのポイントをためたら精算して還元するという、今年度限りでございますけれども、そういう制度も始めたところでございます。ぜひこれらの事業にも参加していただいて、高齢者の生きがいの一助として取り組んでいただきたいと思います。

3番目の歩道の整備についてでございます。これは、順次目についたところから町の範囲の中でやれるところについてはやるべきだと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○13番（中村良実君） 再質問をさせていただきます。

1点目です。買い物バスの運行なのですが、これは体験してみないとわからないと思えますけれども、現実的に自分の地域から店がなくなる。なくなって初めて気がつくのです。大変だなということに初めて気がつく。そのときは、既に遅いのです。だけれども、どうすればいいかというのは、なかなか地域、あえて言うなれば自治団体、町内会組織というのでしょうか、その中では検討はなかなかできない。難しい。そうしたのが私は実態だと思うのです。例えば本町から北を見たときに、ここには店ないのです。1軒だけはある。生鮮食料品は、ほんの少ししかない。あとはないのです、店が。そして、今は核家族の時代になっています。完全にそうです。よく敬老会の集まりになると、私は子供さんに甘えなさいよというのですが、なかなかそうはいかない。親としては子供に甘えることはできない、自分は自分で生きていきたいという考え方。前にも私、18年のときだったと思うのですが、買い物バスで質問したことあるのですが、やっぱり前向きに検討していただけなかったのです。今通院用として函バスが動いています、国保病院まで。でも、ああいう大きいバスは小回りきかないのです。ですから、私はできることならば、マイクロバスで結構ですから、定期的にして、町で運行をしていただきたい。そうでなければ、お年寄りが本当に大変なのです。老老介護、これもわかります。でも、これもまた年をとる。そうするとできなくなる。それから、もう一つは、今行政的にも法的にも高齢者、あえて言うなれば後期高齢者になったら、もう運転免許証は返納しなさいという時代になりました。そうしますと、そういう人方は買

い物に行けないのです。そういうこと等も行政としては考えてあげる必要があると。しかも、町長が言う日本一ですから、そういうことを考えますと私は簡単にできることだと思います。是が非でも町長が言う日本一をやっていただきたい。

そして、町長が今執行方針の中で言っていることで、さっそく今年できたのがあります。それは、福祉マイレージです。これはできました。動き出しました、6月1日から。これもすばらしいことです。それは、3つの町内会がありますね、やったのが3つの町内会。3つの町内会でどこもやっているというのが、庭の清掃だけが3つの町内会がやっぱり希望しているのです。あとは、安否の確認が2つなのです。それから、話し相手も2つの町内会なのです。それから、散歩するのも2つの町内会なのです。そうすると、その町内会のその場所によって、お年寄りの希望することが違うということです。このときには出てきていないと私思っているのは、買い物なのです。出てきていないのです。ですから、これは面倒だなと、本人の理解の中でしないと思うので、私は日本一のためにやっぱり買い物バスは運行していただきたい、そのようにもう一度これについての答弁をお願いをいたしたい、そう思います。

それから、2問目なのですが、私はお年寄りのエネルギーを大事にしたい。大事にして、これを利活用していただきたい。これは例えば前浜にある海からとれるものを海からとる人、それを商品化していく人、作業の分担によって私はお年寄りのエネルギーは十二分に使えると。過去にもあったのです。過去にもありました。それは、珍味をむしるというのかな、イカを。ありました。今は、そうした集まってやる作業場もないのです。だから、そういう作業場をつくることによって軽作業はできていくであろうと。1日に2時間でもいいのです。是か非でも5時間も6時間も必要ないのです。そこに集まる人の会話、集まる人の笑顔で私はエネルギーを利活用できると、このように考えています。ですから、その件についても私は考えていただきたい。例えば温泉熱を利用したハウスの中での接ぎ木の作業、それから前浜でいう昆布をとる人、それを商品にする人、そういう作業場があれば、これはお年寄りのできるわけです。手先のできる。そういうこと等をもう一度考えて、日本一のために私はそんなに面倒でない、そう思いますので、もう一度答弁をお願いをいたしたい。

それから、3問目、歩道の関係です。町長、これは町長もかなり前向きに検討していくということで返事をいただきまして、ありがたいと思います。今大通りには歩道あります。立派な2メートルの歩道があります。でも、町道には歩道がないのです、森町の中央を考えたら。あるのが中道通りにあります。細いのですけれども、歩道というのがあります。そうしますと、歩道のないところに大きな店舗があるのです。今大きな店舗というのは、全部車で行くというのが主でもって、ああいう大きな店舗になっているのですが、買い物かごを引っ張りながら、2人でお話をしながらその歩道を歩くということが私はすばらしいことだと思うのです。ですから、町の中を一方通行にしてほしいです。そして、現在ある車道を1メートルでもいいから歩道に直したほうがいいと思うのです。そうすると、買い物する人方は大通りの立派な歩道につなぐことができるのです。町の中の今の車道を、1メートルできなか

ったら80センチでもいいではないですか、一方通行にすれば支障ないと思うのです、車の通行に。こういうこと等も私は検討していただきたい。そうすることによってお年寄りが楽しい町になる。会話の弾む町になる。そして、各商店は商店の前に休憩していただくいす等を配置すれば、私は町長が考えているすばらしいまちづくりができていくのかなと、このように考えています。もう一度答弁をお願いします。

○町長（佐藤克男君） 中村議員のご質問にお答えさせていただきます。

買い物難民に対する買い物バスというご提案でございます。私は、買い物バスも一つの手段、方法であろうと、そのように思います。そして、いろんな方法があるのではないのかなと、先ほど議員からありましたご家族にお願いをするということも1つだと思います。買い物バスになりますと、どうしても費用の面、そういうものがかかってくるわけでございます。私は、議員がおっしゃっていた福祉マイレージ、この中にも買い物をかわってやってあげるという、そういうシステムも入ってございます。そういうものも活用しながら、なるべく費用のかからない方法で、そして買い物難民が出ないような、そういうものを構築していきたいなど、それもシステム化されてそういうことができればいいなということでは思っております。3件のところでこの買い物についての要望はなかったようでございますけれども、将来そういう要望があれば、そういうことも福祉マイレージの案件の中の一つに入れられることではないかなと、そのように思います。

それから、お年寄りの利活用でございます。これは、私は森町ほどお年寄りが働いている町はないなということでは思っております。例えばミミヅリという、これはこの道南特有の噴火湾に沿ったところの特有の軽作業でございます。聞くところによると、70歳過ぎた方もミミヅリに行って、多い人は月10万以上所得を得ているということをお聞きします。二、三カ月やると二、三十万になるのだという話を聞いております。私は、非常にこういうことはすばらしい仕事だなというふうに思っております。また、議員がおっしゃっておられた濁川での土をいじる、そういう作業、そういうことも私はいいいことではないのかなと、そういうものも町としてもぜひ町民にお勧めしていかなければいけないことだろうと、そのように思っております。

3点目の歩道の整備、一方通行というお話でございます。非常にいいご提案ではないのかなと、そのように思います。建設課のほうとも相談して、できるのかできないのか、その辺のところもよく検討して、そしてできるようであればそういうものもぜひ検討してみたいなと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○13番（中村良実君） 1点だけ質問をさせていただきます。町長、買い物バスの関係なのですが、去年町長が町長に就任して、そのときまではお年寄りにいろいろな施策があったと思います。おふろに入るのも有料にする。それから、敬老会も地域でやっていただく。そうしたもろもろのものが有料化され、またそれらのものがカットされて今き

ているのです。くどいようですが、日本一という名前が欲しいとすれば、日本一に仮になったとすれば、そこにお年寄りが来る、当然そこには若い人も来るのです。必ず来ます。そうすると人口増にもつながっていくし、それには、町長はPRの上手な方ですから、だとすればバスの運行ということをもう一度考えてほしいです。これは、地域になればなるほど、遠いところになればなるほど必要になってくるわけですから、これすることによって私は森のイメージがぐんと変わると思います。そして、町長が言う約束事というのは実行されていくと、このように思いますので、これについてもう一度前向きな答弁をお願いをいたします。

○町長（佐藤克男君） 中村議員からの買い物バスについてのご提案でございます。その中に私が選挙時にお話し申し上げた日本一お年寄りを大切にすまらづくりというお話がありました。私は、何度もこの席でもお話ししております。日本一お年寄りを大切にすまらづくり。私の言うお年寄りというのは、自分のことを自分でできなくなった人を言うのだということです。そして、もろもろのお年寄りに対する福祉について削ったというようなことで言われておりますけれども、他の市町村、そういうところに比べて森町がすこぶるお年寄りに対するそういうものを、福祉をやめているということは私は全く感じておりません。普通の町のやり方になっていっていると。お金をかけることだけがお年寄りを大切にすることではなくて、私の言っているお年寄りを大切にすることというのは、自分のことを自分でできなくなった方、そういう人に対して手厚く手を伸ばす、また自分のことが自分でできなくなるような、そういう体にならないように健康、それに留意していくということが条件でございます。買い物バスについては、私は買い物については買い物バスというのも一つの提案だと思います。そして、いろんな方法があると思いますけれども、今の町の財政からいって、買い物バスにこだわるのではなくて、違うお金のかからない方法があるのではないかなと、そういうことも検討しながら、それでなおかつだめであれば買い物バスということも検討になろうかと思えます。ですから、買い物についてはいろんな手段の中を探って、一番いい方法、そして費用のかからないことを考えなければいけないのではないかなと、そのように思っている次第でございます。

答弁にかえさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 13番、中村良実君の質問は終わりました。

次に、5、障害者福祉について、18番、小杉久美子君の質問を行います。

○18番（小杉久美子君） 障害者福祉についてをお尋ねいたします。

町長は、平成22年度町政執行方針の中で障害者福祉について次のように述べております。障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、住まいの場の提供が必須となります。障害者が生活環境に応じて暮らしの場を選択できるよう、グループホーム、ケアホーム等の住まいの場の確保に努めてまいります。このように述べておられます。障害のある子を持つ親も、我が子が地域で働きながら生活できることを一番望んでいると思えます。地域で自立した生活をするため、職場等を含めた支援を森町としてどのような考え方があるのかをお尋ねいたします。

○町長（佐藤克男君） 小杉議員のご質問にお答えさせていただきます。

国の障害者基本計画において、21世紀の目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず国民のだれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会とすることが必要であると述べられております。また、障害者が地域で暮らせる社会に、自立と共生の社会の実現に向けて平成17年10月に障害者自立支援法が成立し、平成18年4月から市町村が責任を持って一元的に障害福祉サービスの提供に取り組むこととなったところでございます。これを受けまして、町内においては社会福祉法人により在宅福祉サービスを提供する事業として居宅介護事業、生活介護事業、就労継続支援事業等を実施しており、また町においても幼児や児童の療育を目的とした児童デイサービス事業や成人の障害者の生活の支援を目的とした地域活動支援センター運営事業等を実施しているところであります。この中で、障害者が地域で働くための事業として、法人で運営している就労継続支援事業や町で運営している地域活動支援センターがあり、少しずつではありますが、障害者が地域で暮らせる環境整備に取り組んでいるところであります。ただ、現在のところ、住まいの場としての施設は町営住宅が主なものとなっており、見守り等を含めた施設は町内に未整備の状況となっております。しかし、たまたま現在障害福祉事業を行っている法人の方から、町内においてグループホームと就労継続支援事業を実施したいとの意向が寄せられており、具体的になってまいりましたら積極的に対処してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様にもご協力をお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○18番（小杉久美子君） 法人で引き受けてくれるところがあれば、森町にもグループホーム等が可能だというお話を今されましたけれども、グループホームあるいはまたケアホーム等につきましても障害を持つ方々にとっては、やはり自分たちの声、一人一人のニーズに合った当事者の声というものも大事になってくるのではないかと私は考えております。というのは、法人が来て、こういう施設をやります、希望する方はどうぞということだけでは、対応は当然し切れないのかなと思っております。町長も今年度手をつなぐ育成会の総会に出席されまして、とても力強いごあいさつを述べておられました、会員の方々も町長のごあいさつの中でとても期待をしている部分があったように私受けとめました。それは何かというと、やはり自分たちの声を聞いてほしいのです。ただあるから使いなさいとか、提供するから利用しなさい、そういうことではなく、本当に当事者たちはどういうことを望んでいるのか、まずそこから考えてスタートさせるべきだと私は思うのですけれども、まずそのこと1点です。

それと、森町、この町内におきまして障害者を雇用しているところというのはどういうところがあるか、町長ご存じでしょうか。私ちょっと調べたところによると、森町のニチレイフーズですか、そこで障害を持つ方が1人働いているという声も聞きました。また、以前にはマルマスさん、そういうところで働いている方もいると聞きましたけれども、そういう企

業、地元で働ける、自宅から通って働ける、そういうような働ける場というのですか、そういうのもこれから町としても障害を持つ方々に提供していくべきではないかなと思うのですけれども、その2点についてお聞かせください。

○町長（佐藤克男君） 小杉議員のご質問にお答えさせていただきます。

障害者、または障害者の親御さん、そういう方の声をよく聞いて、そしてそういう方のためになることをなさったらというご質問でありましたけれども、私はそのとおりだと思います。障害者を持った親御さんというのは、本当に将来を考えたときに心配でならないわけでございます。ですから、私はぜひそういう方が働ける場所を提供できるような、そういう仕事も探さなければいけない。また、2つ目の質問にかかわりますけれども、企業にお願いしていかなければいけないというふうに思っております。ですから、どのような仕事ができるのか、または役場でももう既に障害者の方がお勤めいただいております。ですから、役場で新しくそういう事業を起こすことができるのか、または企業にお願いできるのか、そういうことも今小杉議員が関与しておられる、そういう団体の方と私はよくお話をし、そういうものに本当に前向きに取り組んでいきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○18番（小杉久美子君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 18番、小杉久美子君の質問は終わりました。

次に、6、桜の街路樹と展望施設の整備について、20番、東秀憲君の質問を行います。

○20番（東 秀憲君） それでは、通告書に従いまして、一般質問をいたします。

桜の街路樹と展望施設の整備について。北海道縦貫自動車道、（仮称）森インターチェンジと（仮称）大沼インターチェンジは、平成24年に開業が予定され、どちらも道道を利用して国道5号線にアクセスされます。森町の花は桜です。森地区や砂原地区も公園の桜やフラワーロードの桜として大変親しまれ、知名度も高まって、年々道内外のお客さんが増えていると、私は観光ボランティアをしながら実感いたしております。町長は、本年度から青葉ヶ丘公園のソメイヨシノを百年桜と称し、保存計画に力を入れており、現在委託事業が進められております。森町は、これまでに微笑み桜通り、砂原フラワーロード、国道5号線の桜並木を整備し、すばらしい景観を備えた桜街路樹の実績があります。これを踏まえまして、町長にお伺いいたします。

1つ目といたしまして、森町の桜をさらにイメージアップさせるためにも、2つのインターチェンジにアクセスする道道に街路樹としてぜひ桜を植樹されるよう北海道に働きかけをすべきと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目といたしまして、（仮称）森インターチェンジは駒ヶ岳と噴火湾全体が眺望できる絶景のポイントです。これは鷲ノ木遺跡から眺める風景とも一致します。（仮称）森インターチェンジの一角を利用して駐車場つきの展望施設を実現するために、ぜひ東日本高速道路株式会社要望すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点について町長にお伺いいたします。

○町長（佐藤克男君） それでは、東議員のご質問にお答えさせていただきます。

1問目の桜の街路樹についてでございます。皆さんご存じのとおり、森町の花は桜であります。ご質問のとおり、森町の桜のイメージアップには大変有効な提案であると思います。ご質問の中では北海道へ働きかけをすべきとありますが、現在の状況を八雲出張所に問い合わせてみたところ、森インターの改良済みの区間は植樹帯がなく、無理であるとの回答でありました。森インターの今後改良する部分と大沼インターについては、インター線の規格に合った工事をするとのことであり、協議、検討させてほしいとの回答でありました。協議、検討の内容としましては、桜を植えるスペースを確保するために工事設計をどうするかであります。八雲出張所のニュアンスとしては森町が植栽、管理することを前提にしているようであります。東議員のおっしゃられるように、森町としては北海道に要望を出していく所存でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、展望設備についてのご質問です。森インターチェンジの一角を利用した展望設備がありますが、東日本高速道路ではインター形状に伴い道路構造令による用地区画が決まっており、余裕ある用地保有や施設の整備は現状困難であると言っております。展望施設の建設は今後の誘客方策の一つと考えますが、建設に当たっては周辺環境への配慮や適所としての地理的検証、また展望施設が有効な観光施設となり得るか、費用対効果の実施も十分検討しなければならないものであり、現時点での施設要望については現実困難と理解しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○20番（東 秀憲君） 1つ目といたしまして、町長はただいま北海道では2つのインター線とも森町が植樹、管理したらという、そういうニュアンスで話していたと、そういう説明がありました。もちろん要望先の北海道の判断次第になりますが、もし相手方の北海道が要望を断ってきた場合は町長はその辺独自で桜街路樹、その事業に取り組む考え方があるのか、その辺を1つ伺いたいと思います。

もう一点については、展望施設でございます。今後の要望を検討していくと、そういうようなことでそういう発言がありましたけれども、新しい町のシンボルとして、その実現に向かって頑張っていくとか、その辺をお答えいただきたいと、この2点についてお願いいたします。

○町長（佐藤克男君） 東議員のご質問は、北海道でもし断った場合は町独自でやる意思があるかのご質問だと思います。これについては、用地の買収、またそれを維持管理していかなければいけないという費用の問題、こういうものが多くございます。もし道でやらない場合、これは町で独自でということにはならないかと思っております。そして、道でやるから、管理は森町でやらないかというようなことがあった場合には、これは大いに検討すべきことではないかなと、そのように思っております。

また、展望施設については、先ほどもお答えしましたとおり費用対効果、これはもし展望施設となると相当な費用が考慮されます。そういう意味で費用対効果、そういうものができるかどうか。ましてや、これはネクスコ、東日本高速道路の土地にそういうことができるか、駐車場や何から入れますとそこそこの費用がかかるかと思えます。ですから、そういう意味ではかなり難しいのではないかなと、まして町独自でということについては、今の町の財政から考えた場合これはちょっと困難だなと、そのように思う次第でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○20番（東 秀憲君） 町長は道がやらなかった場合、町のほうもなかなか困難だというふうなことですけれども、青葉ヶ丘公園に百年桜という、素晴らしいそういうような公園も持っております。それらを見れば、森川インターチェンジから国道5号線を横断しながら、ちょうど森川の微笑み桜通りにつなげる、そういった新しい街路樹、さらに国道5号線の桜並木から公園に入って、そして百年桜、そういった新名所にもなります。そんなことで、一段とお客さんも増えてきていることは確実であります。そういうことからいって、グリーンピアのインター線、それから森川のインター線については新しい観光の資源づくりになりますし、大いに森町にもお客さんが増えてくるだろうと思えます。ぜひ町長には町独自の財源をある程度捻出しながら、年次的な計画を持ってやるべきでないかなと、そんな新しいまちづくり、そういったものが必要だと思いますので、その辺の考えをもうちょっとお話しいただきたいと思えます。

○町長（佐藤克男君） 東議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおりでございます。一気ににはできないかもしれませんが、年次を追ってあそこに桜を植えていく、これが10年、20年たってもそういう計画を持ってやるということについては、私は結構なことではないかなと、そのように思います。ですから、今すぐではなくてもこれをやっていく、そして100年後また森町にそういう大きな素晴らしい名所ができるということについては、私は素晴らしいことだと思えます。ぜひ検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 20番、東秀憲君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、7、教職員の服務規律等の実態に関する調査について、「広報もりまち」について、2番、堀合哲哉君の質問を行います。

初めに、教職員の服務規律等の実態に関する調査についてを行います。

○2番（堀合哲哉君） まず初めに、教職員の服務規律等の実態に関する調査についてご質問いたします。

道教委は、北教組の政治資金規正法違反事件を口実に、各教育委員会に対し、教職員の服務規律等の実態に関する調査の実施についてを通知いたしました。この調査事項は、勤務時間中の組合活動や教職員の政治的行為など、詳細かつ膨大な調査内容であり、5月下旬までに道教委のほうへ提出するよう求められました。今回の調査の実施は、学校現場に混乱と困難を教育行政みずからが持ち込む結果となりました。以下、教育委員会としての見解をお聞きしたいと思います。

1番目、町教育委員会への調査の押しつけは教育制度の根幹にかかわる問題であると考えますが、いかがでしょうか。

2点目、東京高裁での、これ3月29日でございます、公務員の政治活動の全面禁止は違憲の判決に照らしても今回の調査は時代錯誤であると考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、この調査を拒否した場合は職務命令も発するなど一方的、高圧的な姿勢は、教育とは相入れないものと考えますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○教育長（磯辺吉隆君） 堀合議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の調査の件でございますが、今回の調査につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項の規定により、都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対し、市町村の区域内の教育に関する事務に関し必要な調査、統計、その他の資料、または報告の提出を求めることができるという規定に基づき、北海道教育委員会より通知があったものでございます。森町教育委員会といたしましては、その規定を踏まえ、調査及び取りまとめを進めてきたものでございます。

2点目のご質問でございますが、新聞報道等で皆様ご承知のとおり、政治資金規正法違反により北教組幹部等が起訴され、保護者や地域の方々に大きな不安や不信を与える事態となりました。北海道教育委員会は、子供たちや現場の教職員、保護者や地域の方々の不安や不信を取り除き、学校教育に対する信頼を確保するためにこの調査を行うとしてきました。森町教育委員会としては、保護者や地域の方々の不安を取り除き、森町立学校教職員への信頼を確保する意味から、1点目でもお答えしましたように、法律の規定を踏まえ、調査を進めてきたところでございます。

3点目のご質問でございますが、教育活動を進めていく上で学校と保護者との信頼関係や教職員同士の信頼関係、教育委員会と学校との信頼関係は大変大事なものであると認識いたしております。今回の調査により、信頼関係に亀裂が生じるようなことは絶対にあってはならないと考えております。そのため、調査を進める場合も学校教育に対する信頼を確保するための調査であることを理解していただくため、4月26日付、教育長名で各教職員に対し協力依頼の文書を作成しながら行ってきたところでございます。このたびの調査の実施につい

でも、4月から5月にかけての年度初めで大変な時期でもありましたが、学校、教育委員会としての調査取りまとめ等到大変な労力を費やしたことは、堀合議員のご質問にあったとおりでございます。今後政治資金規正法などの違反により保護者や地域の方々に大きな不安や不信を与えることのないよう、そしてこれらに関連し、今回のような大がかりな調査が今後再び行われることのないよう強く願っているところであります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（堀合哲哉君） 磯辺教育長が最後に、こういうことが今後ないようにという願いも込めておっしゃったので、教育長のお気持ちは十分わかります。それで、私こういう質問したのは、小林千代美議員です。北教組がああいう関係で起こした事件については、これ許しがたい問題なのです。それをも私いいとなんて言っていないのです。あれは、だめなのです。だめなのだけれども、ではなぜ全教職員に対してこれを行わなければいけないのか。あの事件の真相解明は当然です。きちっとしないとだめ。これは、道教委も血迷ったのだらうなど私は逆に思っている。

今教育長の答弁いただいて、また二、三点お聞きしたいのですが、今教育長は1問目の質問に対しまして規定を踏まえた上で調査をしてきましたと、そういう規定があるということです。どうなのでしょう、要するに市町村教育委員会への国及び道の関与のあり方の問題で、教育基本法や地方教育行政の組織と運営に関する法律等があるのですが、それと照らし合わせて、今回の道教委の調査の押しつけというのはこの法に照らすと間違いだったのでないのだろうか。というのは、日ごろ森町に住んでいる子供さんたちに一生懸命教育して下さっている教育委員会、行政として働いているわけです。学校の先生は、教室において子供さんに授業して、しっかりした知識を与える。その環境を父母も含めて森町はつくってきたはずなのです。それをこんな一つの調査によってそれが崩されるということになれば、森町の教育を担う教育委員会としては大きな痛手なのです。それと、森町教育委員会が存在するのは、道教育委員会があるから存在するわけではないのです。国の文部省のために働くわけでもないのです。だから、そのことを考えると、いろんなこじつけをした関与というのはすべきではないという、これが私の考え方です。というのは、森町の教育委員会の自主独立な考えが全部否定されるということになるのです。私これに非常に危惧を持っております。その辺の感想も含めて教育長にお伺いしたいなというふうに思っています。

それと、ここ町議会ですから、国の政策の悪いこと言っても仕方ないのだけれども、結局北教組というのは、組合というのは自治労もありますね、自治体労働者の。ILOとかユネスコにおいては、こういう団結権ってきちっと認めているわけです。だから、日本でも団結権認めているでしょう。北教組を否定しているわけではないのです。ところが、別な観点から見ると、公務員に対するそういう団結権やその活動する政治的活動について、すごい規制がされているでしょう。世界的に見れば本当におくれた内容なのです。それをさらに強いものにしていこうとしてやっているのだと、私はそう見ざるを得ないのですけれども、です

から公務員だという理由で政治活動をしてはいけないなんていう話は世界にも今の世の中で通じるものではない。それはなぜかという、先ほどお話ししましたけれども、東京の高裁の判決でしっかり出ているわけです。裁判長が刑事罰の対象範囲などを再検討すべき時代が到来してきていますと、司法の間ではこういう一定の結論が出始めてきているのです。それをあたかも組合つぶしのようにこのようなことを攻勢かけるというのは、私は教育、道教委も教育をよくしようと思って働いている機関ですから、非常に私にとっては情けない話ですというふうに思っております。

それで、今後のお話も含めてお聞きしたい点があります。道教委は、これを突破口にしまして、今度は新たに教育における法令等違反にかかわる情報提供制度の導入というのを発表している。これ5月30日だと思います。これはどういう中身かという、道民、いわゆる児童生徒の保護者、地域住民あるいは教職員などから学校運営及び服務に関し、法令や学習指導要領に違反する行為が行われ、またまきに行われようとしている旨を道教委に情報提供させる制度なのです。何をということになると、情報提供といったって、結局これは密告という形で行われるのです。教育現場とは相入れない内容で私は今後強められると思います。私は、町教委として少なくともこういう動きの中で森町の教育ではこのようなことは行わないというぐらい教育長にこの場でしゃべっていただきたいと思うのだけれども、結局次から次と教育界の子供のために指導している教員に対して圧力をかけて、それを許すようなことになれば、教育って一体何なのだろう、その原点さえ疑わざるを得なく、そういうふうになっていきます。それで、磯辺教育長に、この制度を導入しようとする道教委について今の教育長の見解をお聞きしたいと思います。

以上です。

○教育長（磯辺吉隆君） 堀合議員の再質問について、1点目と2点目一括でお答えしたいと思います。

確かに今年の3月29日、東京高裁の段階ですけれども、政治活動の全面禁止は違憲というふうなことの判決がなされたところは、堀合議員のおっしゃるとおりだと思います。それで、私どもとしても、今回の調査に当たりましたは教育委員会にかけながら、森町教育委員会としてさまざまな議論をしながら、そして今回の調査に当たったわけでございます。確かに通知というものはございましたが、それを受けて委員会として独自に議論も行ってきた結果、こういうふうな調査をしたというふうなところでもあります。

それから、新たな教育に係る情報提供、これは5月30日というふうなことでございますけれども、この制度についても今現在粛々と、マスコミ等の報道で皆様ご存じのとおり進んでおるところでございます。これにつきましてもいろいろ、今堀合議員さん心配されているとおり、各方面からこの件について危惧されているところでもございます。私どもの上部団体の連絡会というのですか、そういうところでもそのことについていかがなものかというふうなことの、口頭ですか、何か申し入れをしていたというふうなことも聞いております。いずれにしても、森町教育委員会独自、管内教育委員会としても、この件について教育委員

会の中でそれぞれ議論がなされていくべきものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（堀合哲哉君） ありません。

○議長（野村 洋君） 教職員の服務規律等の実態に関する調査についてを終わります。

次に、「広報もりまち」について行います。

○2番（堀合哲哉君） 広報もりまちについて質問いたします。

広報の発行は地方自治体、森町であり、発行の性格からして公報、いわゆる公のお知らせとしての役割も果たしております。もちろん費用は町税により賄われています。町政の情報を知り、あすへの活力へとつながる広報であることを町民は願っております。しかし、新町長になって、広報に変化が起きました。その変化とは、広報6月号に見られるように、個人への事実に基づかない誹謗中傷を繰り返していることです。町長から皆さんへの内容は、恣意的であり、広報もりまちの私物化を町長ご自身が行っているところに問題点があります。以下、お聞きします。

1点目、町広報発行のそもそもの目的は何なのでしょう。

2点目、広報の記事の内容に対するチェックや判断は、どのようになされているのでしょうか。また、誹謗中傷及びプライバシーにかかわる内容を掲載することが許されるものなのでしょうか。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） それでは、堀合議員のご質問にお答えさせていただきます。

町広報発行のそもそもの目的は何かということでございます。お尋ねの広報発行の目的がありますが、町行政に関する諸般の事項の周知と行政に対する理解と協力を得ること、そして町民への啓蒙が主たる目的であります。

2問目の広報の記事の内容に対するチェックや判断はどのようにされているのか、また誹謗中傷及びプライバシーにかかわる内容を掲載することが許されるのかというご質問でございます。記事内容のチェックや判断とのことでありますが、最終的なチェックは私がしており、広報発行についての判断は発行者である町長の私ということになります。また、議員の質問の誹謗中傷、プライバシーにかかわる内容とありますが、そのようなことは一切ございません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（堀合哲哉君） 大体予想された答弁だと思います。それで、再質問いたします。

一つ一つお聞きしておきたいと思っております。広報がここにあります。町長が先ほど2問目の関係でチェックは責任者である私がやっているというところで、これも非常に問題なのです。それは後にしましても、そういう状況ですから、多分一切誹謗中傷はないとおっしゃるでしょう。誹謗中傷があるかないかというのは、書かれた町長の判断ではないのですよ。町長は、

そう思って書いている。だけれども、受け取る側はどう受け取るのですかということなのです。だから、第三者の判断があるかもしれない。今回は私のことをちょこっと書いているかもしれないけれども、これは想像の域にすぎませんから、そのことは言いません。しかし、結局受け取る側がどう受け取るのですかという大きな問題が残ります。それから、第三者が見て、これが誹謗中傷に当たるのか当たらないのか、これも大事な話なのです。そこを重視して考える必要があるだろうと私は思います。すべての町民に私はお話を聞いたわけではありません。でも、町長から皆さんへという内容、特に6月号を指して、町長がここまで何で書かれないとならないのかという、これやっぱ個人も特定されますし、おやめになるべきではないですかという声のほうが多いのです。佐藤町長のやっていることは、これはもう当たり前だと、どんどん、どんどんエスカレートして、どんどん議員のことをいっぱい書いてくれという希望ってほとんどない。だから、町民はそういう目で見ているのです。ですから、広報で、広報ですよ。町長が出す会報ではないですよ。個人的なものではないのです。税金でやっているのです。それで個人が特定されるようなことをこの広報で載せるべきではない、それがまず広報を発行する前提だと私は思っています。この点について担当課長でも何か意見あったら言っていただきたいと思えますけれども、それを前提にしなければ、要するに私物化の話になってくるわけです。

例えば6月号に元町職員の議員はとあります。元町職員の議員といたら、議会に3人しかいないのです。特定されるのです。これは、その後読みませんが、発言した議員の意図とまるっきり違うことを町長はここで書いているのです。これは、あなた個人の考え方なのです。思いなのです。でも、広報って思いでやられてしまうと、これ大変なことになるのです。だから、そういう配慮をしなければいけません。

それから、今度プライバシーの話ですけれども、22人の議員のうち15人が国保加入者でしたとありました。私議員をさせていただいていますが、担当課行って、今国保に加入しているの議員で何人いるのですかと言ったら、課長答えませんよ。プライバシーがある。別に国保に入ったから、聞かれたから悪いとかと、そういう話ではない。でも、個人の持っている情報をうかつに第三者に話しすべきではないのです。そうでしょう。それなのに、町長は町長という力を利用して、どういう形で調べたのか私わかりませんが、これ担当課に聞かないとわからないでしょう。私国保加入者だけれども、町長にあなた国保ですかと調査受けたことないから。だから、こういう数字そのものも、個人情報きちっと役場で守ると言いながら、町長であれば何でもできるのかということに私はつながってくると思います。ですから、この表現も適切でない。

それで、あと中身的には、議員が結局国保税のかかわりで御身大切になんて、御身大切な話なんかだれもしていませんよ。要するに、町長、理事者として町民の負担の限界をどのように考えているのだという、その意識の差なのです。それをこのようなこじつけで書かれること自体が私は広報で行うべき性格のものではないと思います。そして、さらに続きます。結局は、このような内容を町長はこれからもどんどんやるという中身のこと書いています。

これからは、議会のありよう、議員の議会での働きぶりを町民の皆さんにお伝えしなければならないと決意を新たにしているところです。町長というのは議会の議員の働きぶりを町民の皆さんに伝えるというのは、法律上、条例でどこに書かれているのですか。それが何か使命のように聞こえてきますが、それを広報を使っておやりになるのは最低自粛すべきなのです。先ほど町長は一切そういうことないとおっしゃいましたが、広報ということでお考えいただきたいと思います。だから、考え方には、これ一方的でしょう、町長から町民と。そして、例えばこの紙面の半分は町長から皆さんへ、そして町民から町長へと反論記事載せたらいかがですか。そういうことをやらないと広報でないのです。一方的に町長の、それも先ほど町民に対する役割の中で啓蒙という言葉を使いました。町民を啓蒙していくと。啓蒙というと、町長が数次元も高い位置から、町民は無知だから、これを教えなければならない、これはこうなのだやらないとならない。どうもそういうところに偏り過ぎている。町長の思いを押しつけのように町民の皆さんにやるのが広報ではないということをもう少しお考えいただける、または考えてやれるのが佐藤町長だと私は思います。きっぱりこれはもうやめるといふようなことをお考えいただけないのだろうかということをお話しておきます。

それで、先ほどの話に戻らせてもらいますが、チェックが町長というと、このまま広報が続いてしまうのです。チェック機関というのは、役場サイドに設けるか、あるいは広報の審査会というのか、審議会ってあるでしょう、機能していないようですけども。

(何事か言う者あり)

○2番(堀合哲哉君) しているの、副町長が言ったのだから、そうですね。失礼しました。

そうしたら、そういう場に持ち込んで町民の声もしっかり聞くというようなことをしないとだめです。佐藤町長は、自分がよしといたら突っ張る人だから。突っ張っていい場合もあるのです。すべてが悪いと私否定しているわけではない。だけれども、これは町民からも余りいい声が上がってきていません。改めて町長から皆さんへというのをやめてしまうのか、あるいはこういう個人攻撃的なプライバシーも侵害するような中身の記事は一切書かないということをお約束してください。これがエスカレートしたら、大変な事態です。だから、その辺は佐藤町長十分わかまえている人だと思いますので、はっきり言う方です。まさか2回目もこれからもどんどん続けますと言わないでほしいと思うのだけれども、ぜひそういうことをやらないと、ますます町の中が、もうこういう話題ばかりですよ。それよりも、森町の将来を町民の皆さんが語り合うような町にするためには、こういうのは避けたいと思うのですが、再度町長の答弁をお聞きしたいと思います。

○町長(佐藤克男君) 広報に対する堀合議員からの質問というよりも、お願いというか、そういう内容だったと思います。

元町職員というお話がございました。その方からは、何でおれの名前をはっきり出さないのだとまで私ははっきりと言われました。それは、本音ではないと思います。それと、22人の議員のうち15人が国保加入者だと、これについては個人情報に全く触れないわけです。だ

れそれと言う場合にはそれは当然なるわけでございますけれども、だれそれと言っているわけではございません。ですから、個人情報には触れません。

私が議会についてこのようになりにかなり赤裸々に書いたことについて、町民の皆さんからは非常に、町長もそういうことになっているのかと、ではぜひ議会も行ってみたいと、今日も傍聴に初めての方も何人かお見えになっているようでございます。そういう意味において、私は議会どういうところなのかということも町民にお知らせしたいと、これは私から町民に語り継ぐというのは広報が一番でございます。ですから、そういう意味でこんな形で書きました。その成果として、午前中はたくさんの方が傍聴においでになっておられました。町長から皆さんへということは、町長として私は町民にどのようなことをやっているのかということ毎月1回ぐらいは報告するという義務があると、私はそう思っております。これは法的な義務ではなくて、私の私的な義務でございます。もちろん他の町村でこのようなことをやっていないところがほとんどでございますけれども、私は今このように町が進んでおりますというようなことは町長として報告する義務があると、そのように思っております。

それから、啓蒙活動、これについては、私が上の立場に立って物を考え、そして何か偉そうにやっている、そのようなご意見でございましたけれども、一応私は森町の代表、リーダーでございます。リーダーであれば、税金の支払いが滞っている人、そういう人たちについてはぜひ払ってもらうのだというようなことをお伝える。払うべきであるという啓蒙をする。また、もろもろのことを、今町はどのように進んでいかなければいけないというようなことを、これは啓蒙していかなければいけない。そういう任務も町長というものはあるわけでございます。そういう意味において、私はこの森広報での町長から皆さんへとあいさつするようなことについて、これはやめる意思は全くございません。ただし、私は今月はかなり赤裸々に議会のことについて書きました。しかし、これからは、これはある程度自粛しようという気持ちではおります。というのは、私を支持する方たちも、ほとんどが私の広報で書いているコメントについては非常にわかりやすくいいという話ですけれども、今月のこれについては、町長、やり過ぎたねというようなことも私に赤裸々にお話がありました。それと、議会と町長が対立しているという構造については、やはり私はいけないなということを今思っております。そういう意味において、今後については若干自粛しよう、そのように考えているところでございます。堀合議員のおっしゃられる、そういうことについても私は含ませていただくと。ですから、そういう意味で、町長から皆さんへという広報のごあいさつはこれからも続けていく考えでおります。

よろしく申し上げます。

(「チェックについて、担当課長」の声あり)

○副町長(増田裕司君) チェックと広報委員会条例の関係について、少し補足的にお話を申し上げたいと思います。

まず、広報についての条例の設定の関係なのですが、私が調べた範囲では条例で設定しているのは旧胆振管内厚真町、現在は安平町だと思うのですが、それと森町だけで、あとは規

程なり規則なりでやっている。内容については、大体どこも似たようなものでございます。森町の広報委員会条例につきましては、先ほど機能していないというお話、指摘もございましたけれども、機能しております、必要な会議もしておりますし、ただこれは町長の諮問に応じて町の広報活動について指導、助言、または意見を具申すると、そうなっておりますので、広報の委員会として自主的といいたいまいしょうか、能動的に動けるという条例にはなってございません。それは、広報が持つ性格からして、先ほど目的申し上げましたけれども、広報というのは政策そのものであるということで、最高権者の権能の最高的手段といえますか、そういうことの一つだろうと思いますので、それを規制するような条例規定には当たっていないわけでございます。それは、よそのまちのを見てもそのようになってございまして、ただ前提は先ほど堀合議員おっしゃったように、余りそういうことはなから法律では規定が、想定をしていないということだろうと思いますので、先ほど町長申し上げましたように、物によっては考え直さなければならないということは社会の規範の中で考えるべき事項だろうと思っております。広報委員会の皆様とはいろいろ私もお話をしております、その中で出た意見については、その都度町長には私を通して具申をしております。原稿等のチェックにつきましては、原課から上がってきます。私のところで1回見まして、二、三度やりとりしまして、最終的にこの点はこうですねという確認をして、最終的に町長が決裁をすると、こういう形になっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（堀合哲哉君） 大分佐藤町長も折れたのかなと思いますけれども、こういうような活字にされた場合に相手の気持ちを察して、町長ですから、それは常識の範囲内でやるのが妥当だと思います。かっかきて、全部思いを書いてしまえとかと、これはやっぱりいけないことだと私は思います。人間は、それは感情ありますから、いろんなことの思いだけでも、これは行政と町民とをつなぐかけ橋の部分の広報なのです。何かを暴露してやっつけてしまえという性格のものではないので、その辺は今後も気をつけていただきたいというふうに思います。

それで、今後町がどう考えるかわかりませんが、町長も自粛すると言ったから、自粛期間を聞いても仕方ない話なのだけれども、これからずっと町長やられている間はそうするという意味で私は理解しますけれども、結局町長が言った発言に限らず、広報で生身の人間がつくるものです。だから、いろんなというのは、つくっている本人って意外とわからないものなのです、こういうものというのは。だから、第三者の目を通す。だから、先ほど委員会があるのなら、町長の諮問機関ですね、ちょっと格上げして、ぜひそういう設定をして、喜ばれる広報にするにはどうしたらいいか。別に私は町長をバッシングしたくてこういうふうにしやべっているわけではないけれども、町広報も転換していくと、それには役場だけの考えだけではなくて、審議会あるらしいけれども、それ格上げして、どんどんもっと参加させてもらおうと、そして口も出していただくというような、そういう広報づくりを進めたいかが

ですか。私はそう思うのだけれども、その辺についてどのようにお考えになりますか。それと、自肅と言ったのはまじめな話ですよ。

○町長（佐藤克男君） 堀合議員のお話聞いていると、相当嫌だったのだなということが今わかったわけでございます。私は、今月号のやつについてはかなり意識をして書いてございます。先月、4月議会ですか、4月議会でも同僚議員のほうから冒頭に動議が出て、お話があったわけでございます。当然この記事については、内容についてはこの席で出るだろうなと、そういう認識のもとで書いてございます。これだけ堀合議員が代表してお話しされるということについては、議員の方たちも嫌だったのだろうなというふうに、こう思うわけでございます。私は、町長として今後議会がどのようになっているのかということをも、6月号については町民の皆さんにお伝えさせていただいたわけでございますけれども、以後、町と議会が今対立構造にあるように言われておりますし、私もそう思っておりますけれども、そういうものが解消した段階では私はこのようなことはないだろうと、もちろん自肅というのも私がまたもとに戻ってこういうことを書かない。もっと町全般にわたる内容に戻ると、そのように思っております。

その体質がなくなるということについては、今森町が一番抱えている問題は何か、これは財政の問題でございます。これについては、私はぜひ協力をしていただきたいという思いのもとで今回はこのようになりかなり詳しく国保事業についても書いたわけでございますけれども、今森町にとっていろいろな問題がありますけれども、その中でも一番大事なことは、これは財政の問題でございます。ですから、そういう意味で、早く町と議会が財政の問題について一致団結していく、そういう姿勢になったときには私はこんなこと書かなくても、違うお茶飲み話でも何でも、そのようなことになっていくのではないのかなと、そのように思っています。ですから、早く私はそのようになりたいし、また今後これほど厳しい物の書き方は私はしないように、もともとは温厚な性格でございますので、これは温厚に内容を変えていこうと、そのように思っている次第でございます。堀合議員の提言について、謹んでお受けさせていただきます。

以上でございます。

（「チェックの関係」の声あり）

○町長（佐藤克男君） チェックについてどうするのだと……

（「含めて取り入れるようなら、そういう形に体制持つていくべきだと思ふ」の声あり）

○町長（佐藤克男君） 今チェックについて堀合議員から、諮問機関ではなくて違う機関にというお話がありましたが、そういう気は毛頭ございませんので、お答えさせていただきます。

以上でございます。

（「今度3回目ですか」の声あり）

○議長（野村 洋君） いや、3回終わりましたので。

「広報もりまち」についてを終わります。
以上で2番、堀合哲哉君の質問は終わりました。
これをもって一般質問を終わります。

◎日程第5 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について、平成21年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） それでは、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めようとするものでございます。

本件につきましては、平成21年度森町一般会計補正予算の第13回目となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,866万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ103億1,637万9,000円とした専決処分でございます。

以下、6ページからの事項別明細書により概要の説明をさせていただきます。本件は、一般会計予算の最終の補正となるものでございまして、各事業等の執行精査による減額補正が主な内容となっております。

6ページからの款1町税につきましては、各税目の確定により精査されたものでございます。

7ページに入りまして款2地方譲与税以下、款3利子割交付金、8ページに入りまして款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、款6地方消費税交付金、それから款7ゴルフ場利用税交付金、款8自動車取得税交付金、さらに9ページの款9特例交付金、これらにつきましては、交付額の最終確定による精査でございます。

それと、款10地方交付税につきましては、特別交付税が1億6,438万9,000円増額となり、平成21年度の地方交付税総額では47億9,938万6,000円と、このようになったものでございます。

款12分担金及び負担金、それからその次の款13使用料及び手数料、11ページからの款14国庫支出金、また12ページからの款15道支出金につきましては、これら各事業の執行精査によるものでございます。

14ページ、款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入の町有地売払収入429万2,000円につきましては、石倉町、尾白内町の町有地を売却したものでございます。

15ページの款17寄附金、項1寄附金、目4ふるさと納税寄附金につきましては、平成21年度中に9件、141万円の寄附が寄せられたものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金6,153万4,000円の減額につきましては、財

政調整基金、地域振興基金、それぞれ減額補正したものでございます。

続きまして、17ページからの歳出の特徴的なものをご説明申し上げます。款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、節25積立金3億6,149万7,000円の補正でございますが、財政調整基金積立金3億6,008万8,000円、森町ふるさと応援基金積立金140万9,000円でございます。これにつきましては、特別交付税の増額、また各項目の精査によりこのような積み立てを行ったものでございます。

22ページをお開き願います。項4選挙費、目2衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費につきましては、執行額をこのたびで精査したものでございます。また、その次の目3海区漁業調整委員会委員補欠選挙費につきましては、無投票のため減額補正させていただきました。

それから、25ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉総務費、節28繰出金1,264万8,000円の減額につきましては、介護保険事業、介護サービス事業特会への繰出金を減額精査したものでございます。

27ページの目10後期高齢者医療費、節28繰出金1,285万1,000円につきましても、これも減額でございますが、後期高齢者医療特会への繰出金を精査したものでございます。

28ページからの款4衛生費、また31ページからの款5労働費、32ページからの款6農林水産業費、34ページからの款7商工費、これらの項目につきましては、各事業の年度末による執行精査により減額補正となったものでございます。

以下、款8土木費、款9消防費、款10教育費につきましても、同様に執行精査させていただきました。

これは、すべて3月31日時点での確定分の精査により、また事務事業の執行精査により補正を専決処分したものでございます。

以上が承認第1号の専決処分事項、平成21年度森町一般会計補正予算の第13回目の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。

○2番（堀合哲哉君） 不動産の売払収入が入っています。石倉と尾白内になっています。売ったのは目的何なのかというのと、その売った土地の利用はどういうことなのかということをお話しいただきたいと思います。

○総務課長（片野 滋君） お答えいたします。

今議員が聞かれたのは、尾白内ということだと思います。尾白内は、場所的には尾白内南部の会館の下側といいましょうか、浜側といいましょうか、そこに会社を経営される方がその会社用地として隣接した場所を、今回町有地を売却したものでございます。目的は、その会社の用に供するためでございます。

以上です。

（「石倉も」の声あり）

○総務課長（片野 滋君） 石倉の売却につきましては、ちょうど国道、石倉三岱に上がっていく道路からちょっと下のほうに下がる場所なのですが、これは農業利用でございます。従前そこを貸しておりましたが、その部分を売却したものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、承認第2号 専決処分した事件の承認について、平成21年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、承認第2号 専決処分した事件の承認について説明申し上げます。

本案は、平成21年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第5回目となったものでございます。

歳入歳出総額からそれぞれ8,227万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ28億9,463万1,000円にしようという専決処分でございます。

なお、専決処分いたしました補正予算は、歳入歳出とも医療費と事業費が確定し、精査させていただきます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。4ページの歳入から説明申し上げます。4ページから5ページにかかる款1国民健康保険税、項1国民健康保険税3,288万5,000円の補正は、一般被保険者と退職被保険者に係る保険税をそれぞれ精査したものでございます。

次に、5ページ、款3国庫支出金から6ページの款7共同事業交付金までは、医療費と事業費が確定し、精査したものでございます。

次に、7ページの款8繰入金、項1一般会計繰入金の106万5,000円の補正は、ルール分の繰入金を精査したものでございます。

款10諸収入、項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金350万2,000円は、第三者行為による保険給付費に対し、損害保険会社から納付されたものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて説明申し上げます。8ページをお開き願います。8ページから9ページにかかる款1総務費は、人件費や事務費を精査したものでございます。

次に、10ページから11ページにわたる款2保険給付費の補正減は、医療費の確定に伴い、説明欄のとおり精査したものでございます。

また、11ページ中段の款3後期高齢者支援金等から12ページ下段の款9諸支出金、項2国保診療報酬支払基金委託料までは、それぞれ事業費を精査したものでございます。

13ページ上段の款9諸支出金、項3繰出金は、国保直診勘定への繰出金で、補助金の確定により繰り出しを行うものでございます。内容といたしましては、在宅ケアサービスや保健事業の実施などとなっております。

以上、承認第2号の専決処分事項の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

○2番（堀合哲哉君） 国民健康保険にかかわる部分でございますので、お聞きしたいと思います。

これは、前に説明をいただきました平成22年3月31日の専決処分ですね、これ。それで、その後変化がありまして、1億というお金が繰り上げ充用というのがこの後に出てくるわけです。そこで、お聞きしたいのですが、3月31日付の段階で繰り上げ充用するのだという考えのもとに、この3月31日の専決処分を行ったのですか、これ聞きます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） そのような考え方の中で専決処分を行っております。

○2番（堀合哲哉君） 考え方のもとで、3月31日はとんとんなのです、歳入歳出、そうでしょう、そういうことでしょうか。それから1億というお考えだと思うのですが、もう一点、総務課長にお聞きしたいのですが、3月31日といったら、まだ片野総務課長は総務課長でないで、旧総務課長に聞くというのも何だか失礼な言い方だけれども、もしおわかりでしたら、状況わかったら教えてください。3月31日の段階で財調が7億9,000万円になりますと、3月31日現在の財調額が。これがわかった上で繰り上げ充用というのが、先ほど佐藤課長が言ったようにもうその時点でお考えになっているというから、結局そのことも考えていたということですか。要するに、7億9,000万が財調に積み立てられるというのは、わかっていたのだろうか、わからないのだろうか。

○総務課長（片野 滋君） お答えいたします。

今の財調の7億9,000万が積み立て可能となったのは、出納閉鎖日でございますから、3月31日の段階では7億9,000万に、いわゆる財調への3億6,000万の積み立てはそこでは確定してございません。

以上です。

○4番（黒田勝幸君） 今のと関連しますけれども、財調で7億9,300万か、これある程度予測はつくのです。なのに何で、繰り上げ充用1億になっていますよね。今までの手法がらっと変わったわけなのだけれども、別に繰り上げ充用というのは違法でないから、それはいいのですけれども、その意図というのが、目的というのが何だったのかという素朴な疑問を持っているのですけれども、いかがですか。

○総務課長（片野 滋君） お答えいたします。

今議員おっしゃるとおり、繰り上げ充用というのは財政的手法の一つでございます。ただ、この間も全員協議会の中でご説明しましたとおり、ある意味手法といえども緊急的な手段と私どもは考えてございます。ただ、この国保特会について今回繰り上げ充用を行ったというのは、国保特会としてこの中で赤字に当たる1億の金を何とか賄える方向に持っていきたいと、自分の会計の中で処理できるような方向性を持っていきたいと大きな目的を持っておりますので、今回この手法をとらせていただいたものでございます。ですから、単純に議員もおっしゃられるとおり財調に7億9,000万の金があっても、それはあえて手をつけず、会計の中で処理したいと、そのような思いでございます。

以上でございます。

○4番（黒田勝幸君） この繰り上げ充用によりまして、また22年度も同じようなことが繰り返されるのではないかなと、こう危惧しております。それと、ほかのまちのを見ると、どうしても自由に使える基金がなくてやっているというところが多いのです、繰り上げ充用のかかわりは。それは、森町ではあってもやったのだから、一つの手法としてそれはそれでいいのでしょうかけれども、私から考えると、前の議会の際に保険税の引き上げを提案されました。しかしながら、いろんな諸般の事情で否決された経緯がございます。どうしてもそれとダブらせてしまうのだけれども、この繰り上げ充用ということが……

○議長（野村 洋君） 黒田議員、否決でなくて特別委員会付託。

○4番（黒田勝幸君） ごめんなさい。特別委員会のほうで継続して審議していただくということになりました。どうしてもそれとダブらせてしまうのです。これは私の勝手な考え方なのでしょうけれども、その辺町長どのように考えていますか。

○町長（佐藤克男君） お話しさせていただきます。

2月に、実はこの国民健康保険の中で2億を超える赤字が出るということが判明したのです。1億は見ていましたけれども、7,900万円ですか、見ていたのですけれども、その1億も、これは財調にないと、お金がないと、どうするということで大きくもめた。このことについては、もうお話ししたわけでございます。その時点で、お金がないから、財調にもお金がないから、繰り上げ充用しかないという判断に2月の時点で一応なりました。そして、すぐに国保運営協議会、これを招集しまして、それで6.5%から9.5%に上げなければいけないという、こういう協議をしたわけでございます。それで、1回目は不調に終わりました。私が出ていなかったものですから不調に終わらして、2回目は私がもう一度出て、そして役場の財調がゼロだという前提のもとで、7億あるなんていうことはこの時点では全くわから

なかったわけです。それで、とにかくゼロだから、何とか協議会の人たちもお願いしますということで、4対3でこれは認めてもらったわけでございます。

それで、民文ですか、委員会でもお話しして説明しました。そして、全員協議会でもこれはお話しして、そして議会の本会議のほうにも、4月議会のときにもなったわけです。その前にも、これは私は議員の皆さん1人ずつに文書を出しました。というのは、まだ4月の段階でもこの7億が、3月31日に7億あるなんていうことは到底考えられませんでした。5月のたしか中過ぎに実はこういう数字になりましたと出てきたのがこの7億という数字で、そしてもろもろやった段階で4億3,000万と、財調に残るという話だったのです。ですから、2月の段階で、もうこれは繰り上げ充用しか方法はないということでございました。ですから、この前堀合議員やけくそになってやったのでないかという話だったですけども、やけくそも何もなくて、2月の段階でもう財調がなしと、ゼロと、これは大変なことだということでやったわけです。そして、精査した段階で、5月の中ごろに4億3,000万ぐらいのお金ができるということになったわけです。ですから、何もやけくそでも何ともなくて、もう2月の段階でこれは繰り上げ充用しかない、方法がないということでございました。もちろん5月の段階でこれを一般会計からという話もありましたけれども、これは私はそうすべきではないと、これはしっかりと数字を出さなければいけないという判断で繰り上げ充用ということになったわけでございます。ですから、経過としては2月の段階でもう既に繰り上げ充用という、繰り上げ充用しかないということでございました。

以上でございます。

○10番（清水 悟君） 今日はおとなしくしていようかなと思ったのだけれども、今の答弁には納得いかないのです。というのは、6月2日の全員協議会に出された資料、これ基金の関係が載っていました。そこにどう書かれておったかという、20年度末でもって4億という財政調整基金の数字が載っかっておったと。そして、21年度でもって7億という数字が出てきたと。これ一体どういうことなのですか、こんなことってあるのですか。20年度には、4億なんて財調があるなんていうことは我々は聞かされておりました。その辺きちっとわかるように教えてください。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時09分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○総務課長（片野 滋君） 私のほうからご説明いたします。

今清水議員のおっしゃった20年度末に財政調整基金として4億3,000万円あったのではないということですが、残高的にはこの時点で4億3,000万でございます。ただし、これは20年度末で4億3,000万です。それで、21年度予算を編成するに当たりまして、これ21年度の

予算に記載しておりますが、繰入金でもって財政調整基金から1,600万の繰り入れを計上してございます。ただし、財調ではなく地域振興基金繰りかえ運用金として3億5,600万繰りかえ運用金を予算計上してございますので、そこで相殺するとあと1億ない金額しか実質的には残っていないということで、いろいろな場所で基金はここで枯渇しているという表現が使われたものと考えております。

以上でございます。

○10番（清水 悟君） 今細々ここで聞きたいとは思いませんので、後で課長のところに行って、さしで勝負したいと思います。

終わります。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第3号

○議長（野村 洋君） 日程第7、承認第3号 専決処分した事件の承認について、平成21年度森町老人保健事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） 次に、承認第3号の専決処分した事件の承認について説明申し上げます。

本案は、平成21年度森町老人保健事業特別会計補正予算の第3回目となるものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ525万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ376万5,000円にしようとするものでございます。

なお、専決処分をいたしました補正予算は、歳入歳出とも老人医療費が確定し、精査させていただいたものでございます。なお、老人保健事業につきましては、平成20年3月診療分で支払いは終了しており、今年度は過年度負担金の償還分のみの支払いとなりました。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。

3ページをお開き願います。歳入から説明申し上げます。款1支払基金交付金、款2国庫

支出金、款3道支出金、款4繰入金は、歳入の確定によりそれぞれ補正したものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出について説明申し上げます。款2医療諸費の支出はなく、全額減額となっております。

また、款3諸支出金、項1償還金は、過年度の国庫負担金の返還金でございます。

以上、承認第3号の専決処分事項の説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書3ページからです。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから承認第3号を採決します。
お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第7、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。
2時半まで休憩します。

休憩 午後 2時14分
再開 午後 2時30分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 承認第4号

○議長（野村 洋君） 日程第8、承認第4号 専決処分した事件の承認について、平成21年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、承認第4号 専決処分した事件について説明申し上げます。

本案は、平成21年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第4回目となるものでございます。

歳入歳出それぞれ1,792万円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ1億8,653万2,000円にしようとする専決処分でございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。

3ページをお開き願います。歳入から説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料をそれぞれ精査したものでございます。

また、款3繰入金、項1一般会計繰入金の目2保険基盤安定繰入金の減額1,153万7,000円は、当初9割軽減該当者の分も見込んでおりましたが、9割軽減者の分は別途国のほうで全額見ることとなったため、減額となったものでございます。

次に、歳出でございますが、5ページをお開き願います。款1総務費につきましては、人件費や事務費の精査による減となっております。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金の1,707万9,000円の減は、歳入において保険料が減になったことや保険基盤安定繰入金が減になったことにより減額となったものでございます。

以上、承認第4号の専決処分事項の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書3ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第9 承認第5号

○議長（野村 洋君） 日程第9、承認第5号 専決処分した事件の承認について、平成21年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、承認第5号 専決処分した事件について説明申し上げます。

本案は、平成21年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第5回目となったものでございます。

歳入歳出それぞれ1,836万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ14億1,698万4,000円にしようという専決処分でございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。

4ページをお開き願います。歳入から説明申し上げます。4ページの款1保険料は、特別徴収保険料、普通徴収保険料をそれぞれ精査したものでございます。

次に、4ページから6ページにかけての款4国庫支出金、款5支払基金交付金、また款6道支出金、款8繰入金につきましては、介護保険サービス費用の確定に伴い、それぞれ精査したものでございます。

次に、歳出でございますが、7ページをお開き願います。款1総務費の項1総務管理費や項3介護認定審査会費につきましては、人件費や電算委託料等を精査したものでございます。

次に、7ページ下段から9ページ上段にわたる款2保険給付費につきましては、介護保険サービス費用の確定に伴い、精査したものでございます。

次に、9ページの款4地域支援事業費でございますが、事業の終了に伴う事業費の精査により減額となったものでございます。

以上、承認第5号の専決処分事項の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第10 承認第6号

○議長（野村 洋君） 日程第10、承認第6号 専決処分した事件の承認について、平成21年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 承認第6号 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

本案は、平成21年度森町介護サービス事業特別会計の第7回目の補正予算となるものでございます。

歳入歳出それぞれ680万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ2億7,049万9,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書の3ページをお開き願います。歳入、款1サービス収入、項1介護給付費収

入、項2自己負担金収入の増額は、入園者の退院、短期入所者の増加によるものとそれに伴う自己負担金も増加したものでございます。

次の項3予防給付費収入の減額は、事業精査をしたものでございます。最終分につきましては、一般会計からの繰入金の減額で調整をするという形をとってございます。

続きまして、4ページの歳出でございます。款1総務費、項1施設管理費、それと5ページにわたります款2事業費、項1施設介護サービス事業費につきましては、人件費並びに需用費の精査をしたものでございます。なお、施設管理費の委託料、備品購入費並びに施設介護サービス事業費の備品購入費の減額は、見積り合わせ等による減額でございます。

5ページ下段の項2居宅介護支援事業費の減額、款3諸支出金、項1繰出金の増額につきましても、事業精査によるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書3ページからです。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、承認第6号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第11 承認第7号

○議長（野村 洋君） 日程第11、承認第7号 専決処分した事件の承認について、平成21年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、承認第7号 専決処分した事件の承認についてのご説明を申し上げます。

本案は、平成21年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計第4回の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を3,528万3,000円にするものでございます。

以降、事項別明細書によりご説明いたします。

3ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料の48万9,000円の増額は、ウロの受け入れの増量によ

るものでございます。

款3財産収入、項2財産売払収入、目1物品売払収入につきましては、乾燥製品の売り払いによる減額分でございます。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金は、施設運営調整基金の取り崩しを予定してございましたが、施設使用料などの増額、または歳出の削減などに伴いまして減額をするものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。4ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人件費の減額と積立金におきましては主に施設使用料の増額に伴いまして基金に積み立てをし、後年の施設設備、または運営に備えるものでございます。

款2事業費、項1リサイクル施設事業費、目1リサイクル施設事業費の減額につきましては、消耗品及び光熱水費の節減による減額と乾燥業務委託料の減額でございます。

以上でございます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書3ページからです。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、承認第7号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第12 承認第8号

○議長（野村 洋君） 日程第12、承認第8号 専決処分した事件の承認について、平成21年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（大久保善之君） それでは、承認第8号 専決処分した事件についてご説明を申し上げます。

専決処分につきましては、平成21年度森町国民健康保険病院事業会計予算中、国庫補助金などにかかわる収入及び固定資産除却費並びに不納欠損金などに係る支出予算の補正を要することとなったものでございます。平成21年度森町国民健康保険病院事業会計、第6回目となるものでございます。

1 ページをお開き願います。収益的収入でございますが、第2項医業外収益219万4,000円を補正し、病院事業収益を11億9,649万1,000円とするものでございます。

収益的支出でございますが、第1項医業費用924万1,000円、第4項特別損失865万7,000円をそれぞれ補正し、病院事業費用を11億242万8,000円とするものでございます。

以下、3 ページの事項別明細書にてご説明いたします。収入でございますが、項2医業外収益、目5国庫補助金179万5,000円は、年度末に決定いたしました国保調整交付金でございます。

また、目6道補助金39万9,000円は、休日当番診療確保対策事業交付金として納付されたものでございます。

支出でございますが、項1医業費用、目5資産減耗費、節、固定資産除却費924万1,000円ですが、主に昨年入れかえをいたしました旧MR I、エックス線テレビなどでございます。

次に、項4特別損失、目1不納欠損金75万8,000円は、平成16年度医療費の未収金であり、主な原因といたしましては転居、住所不明、生活困窮のものでございます。

次に、目2過年度損益修正損789万9,000円は、使用不能になっている過年度の医療機器、備品類について整理したものでございます。

以上、承認第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書3ページからです。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第8号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、承認第8号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第13 承認第9号

○議長（野村 洋君） 日程第13、承認第9号 専決処分した事件の承認について、平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、承認第9号 専決処分した事件について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第1回目となるものでございます。

歳入歳出それぞれ1億54万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ29億5,146万7,000円にしようという専決処分でございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。

4ページをお開き願います。歳出から説明申し上げますが、款11前年度繰り上げ充用金、項1前年度繰り上げ充用金、目1前年度繰り上げ充用金の1億54万2,000円は、平成21年度森町国民健康保険特別会計への繰り上げ充用金を補正するものでございます。

次に、歳入に入りますが、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2特別調整交付金1億54万2,000円の補正は、歳出の額と同額を国の特別調整交付金に求めようとするものでございます。

以上、承認第9号の専決処分事項の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。

○2番（堀合哲哉君） 前の議案でも繰り上げ充用についてのご質問もございました。重なる部分もあると思いますけれども、私のほうからちょっとお聞きしたいと思います。

前段でお話しされた部分というのは、佐藤町長から、2月の段階で繰り上げ充用を考えた、こういうことですね。その時点では、財調の部分で基金がほとんど底をついて、なかったのだと、だから方法論としてこれしかなかったという方法論の話されました。ところが、ここにきて財調が7億9,000万、もちろん22年度、新年度に1億入れていますから、6億9,000万というのが今の基金の数字だと思う。実は、繰り上げ充用というのは私は単なる手法というふうには考えないのです。というのは、自治体において赤字決算にならざるを得ない場合の特別な手法なのです。本当はやりたくないのです。非常手段なのです。非常手段をとって繰り上げ充用を行いますとおっしゃった。大体いろんなまちで、多くはないですよ、小樽市なんかその典型的な例なのですけれども、そこのお話をすると長くなりますのでやめますけれども、いろんな事例があるのです。非常手段で使うのですから、理由づけもはっきりしないとだめなのです、これは。だから、再度お聞きしたい。再度というか、前の議案のとき説明がちょっとありましたけれども、どうして繰り上げ充用をしたか、理由についてはっきりさせていただきたいと思うのですが、お願いします。

○町長（佐藤克男君） 堀合議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに7億数千万のお金が財調のところに出てきたわけですがけれども、私はこれは繰り上げ充用にして、森町の国民健康保険事業というものがこれだけ赤字なのだと、赤字になっているのだということを知ってもらいたいという意味をもってこれをしたわけでございます。ですから、今6.5%の掛け率になっておりますけれども、これを上げるようになって、こういうものをはっきりと見せて、このような格好になっているのだと、これを町民にわかっていただくと、そして初めて町民も、ああ、これではしょうがない、上げざるを得ないねというようなことを示唆する意味も含めてこの繰り上げ充用。決してこれは特別なことではなくて、よそのまちではごくごく平然としてやっているわけでございます。堀合

議員は特別そのようなこととお話しされていますけれども、ただ森町は今までやっていなかっただけ。旧砂原町では、これはごくごく普通にしてやっていたわけでございます。また、今現在もよそのまちではやっておるわけでございます。ですから、これは森町がそれにならって、はっきりとこれだけの赤字があるのだということを見せる意味で、町民に知っていただく意味でこれは繰り上げ充用という手段を選んだ次第でございます。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） 繰り上げ充用やる場合の事例があります。残念ながら、佐藤町長が言った中身の事例はないのです、そういう事例。もしそうやっている自治体あれば、ここでははっきりお知らせください。私の知り得る範囲では、ありません。繰り上げ充用の事例としてあるのは、国庫補助金、負担金、交付金等が年度内に収入できなかったとき。あるいは、予定していた地方債の年度内借入れができなかったとき、それと地方税の滞納、災害による減免等により予定額が得られなかったとき。それから、もう一点あります。歳計現金の亡失により不足が生じたとき。おおよそこの4つの型に分かれると思います。ところが、今町長おっしゃった加入している町民に知らせるのだという内容は、残念ながらここにはありません。

結局佐藤町長のおっしゃることは、加入者に知らせて、税率を上げますよということなのです。私は、国民健康保険そのものの制度の話です。それを佐藤町長知っているのか知らないのか、ちょっと私わかりませんが、生まれたときから今まで比べた場合、国庫補助金が大幅に削られたということなのです。それで、自治体で町民の命守るために補助金を出して、負担をしていった。それが大きくなってきているのです。この問題解決するとき、加入者に対して税率を上げれば済むという話ではなくて、大きく国の責任を問う問題なのです。だから、自治体でどこまでできるか。お金ないものを入れられない。これわかります。でも、7億9,000万という数字が出た以上、先日協議会で出された資料を見ると、今回の1億の繰り上げ充用分は財調で充てていきたいというふうに私は受け取った。でも、佐藤町長の話聞くと、税引き上げて、みんなそこから取るよというお話に聞こえてならないのです。だから、21年度でこういう状況出て、22年度スタートしたけれども、22年度では残念ながら国保税の税率の改正というのは、改正をして、そこから引き上げるというのはまず無理でしょう。そうすると、22年度分の会計について、21年度分と22年度分ですよ、これは税率の引き上げだけで賄うというような考え方でなくて、財調を取り崩して、結局それに充てるのだというような考え方が必要でないかと思うのですが、この点についてどのようにお考えなのでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 財調でこのたび4億数千万、これは実質残高としては4億2,700万です。しかし、この4億2,700万は町民が、これは職員が3億7,000万、それから入札関係で6,300万、また委託料の削減等々で、これは町民、職員全体が頑張ったつくった4億9,000万の中での4億3,000万でございます。これを39%の方がおられるという国保の事業に繰り入れるということについては、私は忍びない。やはり国保は、国保事業会計で賄うべきである

というふうに私は思っています。そのための特別会計であって、それでなかったら特別会計と私は言いません。

それと、先ほど来堀合議員が繰り上げ充用は特別な場合なのだというようなことばかりおっしゃっておりますけれども、決してそうではなくて、この近隣でも、例えば北斗でも決して財政がそれほど苦しくなくても繰り上げ充用ということでやっているというふうに私は伺っております。ですから、この森町が今国保、この4年間で5億からのお金を国保に入れているわけでございますけれども、こういうものは早く町民に知ってもらって、早く国保会計で賄うのだという姿勢になってもらわなければいけない。これを国のせいにしても、何の得にもなりません。国がそういう削減してきたことは、確かでしょう。しかし、だからといって町民全員にそれを、国保の負担を負わせるということについては、私は反対でございます。そういう意味で、繰り上げ充用でこれをはっきりと数字にあらわして、これだけ赤字なのだよということを町民に知っていただきたいと、そういうふうに思っている段階でございます。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） どうも同じことを繰り返して町長おっしゃっているようですけれども、国保に39%の方が加入しているというのは、ほかの団体で39%以上加入している団体ございますか。これは、国民健康保険というのは命につながる問題なのです。だからこそ、保険者が自治体になっているのです。そうでなければ、保険者自治体ではないですよ。だから、そういう状況でつくられた制度なので、自治体がどれだけ町民に、ここに住んでいる町民の皆さんの命を守るか、健康を守るか、それにかかわっている。それが不平等だから、最終的には補助金出さないといったら、加入者は税負担で参ってしまいますよ。だから、今町長おっしゃった考えは改めていただかないと、加入者は悲劇ですよ。だから、どこまで町で補助金を出してつなげるのかということを含めて検討していただかなければ、国保そのものというもの、制度というもの、加入者からつぶれていきますよ。

だから、そういう議論をするよりも、この段階では税制改正を行わないのですから、財調部分を持ち出してやるのが私は当然だと思います。それが佐藤町長は、今の国保の実態からして39%は多いですよ、その町民を守る姿勢というのは結局森町の住民すべてを守る姿勢に同じなのです。だから、39%を少なく見るとというのは、私は違うのではないのかなと。もし佐藤町長がそれ言うのなら、39%以下の補助金対象団体はみんなやめていただかなければいけない、こういうことなのです。だから、これは非常に大事な部分ですので、ここは町長である佐藤町長が町民の立場に立ってやっていただく最大の、自治体にとっては苦しいけれども、財政的には苦しいけれども、これをやってあげない限り町民大変です。このことをお話しして、町長の意見を聞きたいと思います。

それから、非常手段と言ったのは、法整備上非常手段なのです、地方自治法上でいく。ただ簡単な手法だ、手法だなんて、そんな話でないのです。だから、たくさん黒字のまちが方法論だ、よしよし、やってしまえと、こういうのはあり得ないのです。本来してはいけな

いことだと私は思っています。だから、財政状況わからなかった3月末まではわかりますよ、私は。入れるお金ないのですから、繰り上げ充用している。ところが、精査していくと出てきたわけですから、その対応をしっかりとやると。それと税制問題とはしっかり切り離して、ではどういう負担に耐えられるのかも含めてこれから特別委員会で議論しようということなのです。ですから、そういうことも町長ぜひ理解をしていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○町長（佐藤克男君） これは、ルール分として補助金、町からの補助金というのはルール分として2億既に出ております。これは法で決められたもので、私は決して39%の人をないがしろにしているという気持ちはありません。そのほかに七千数百万のお金を一般会計から出してやるわけです。出しているわけです。なおかつ、それでも1億という数字が赤字になっているわけでございます。ですから、決して国保の加入者をないがしろにしたり粗末にしたりと、そんなことはございません。ですから、そういう意味で逆に堀合議員に、こうせざるを得ない町の財政、これをほっぽっておいた結果として町の財政はこの4年間で5億からの赤字になっているのです。5億からのお金を国保に繰り入れているわけでございます。町民の皆さんにご負担は、これはいたし方ない。よその町では、松前では既に11%という数字を町民が負担しているわけでございます。あそこは特に老人が多い町でございますけれども、そういうことになっているわけでございます。森町においても6.5%、財政が豊かならば6.5%でも結構でしょう。しかし、これだけ町の財政が逼迫して、そして職員にも出入りしている協力会社の皆さんにも、そして老人にもいろいろなことでご負担願っているわけでございます。そういうまちが今国保のものに7,000万、ルール分以外に7,000万ものつけているわけでございます。ぜひ私は、1億、これを繰り上げ充用にして、そしてこれからこれを国保の加入者にご負担していくということについて、逆に堀合議員にそういうことをご理解していただきたいと、そのように思うわけでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○2番（堀合哲哉君） 専決処分反対したというのは、余り記憶にないのです。私は、前段の議案のときにやむを得ない措置だったのだと、3月31日まで。それで、町にお金もないですし、こういうことしかできなかったのだと町長おっしゃっていましたね。それを繰り返されるのだったら、私は多分ここに立たないです。しかし、今繰り上げ充用をやる目的がその金額を加入者に知らしめなければいけないというお話なのです。そして、町の補助金は、追加部分については今後一切出す方向にないということまでお話ししました。収納管理課をつくりましたから、税金を集めてくだされば追加分はもしかすると出さなくてもいいかもし

れません。だけれども、現状を考えたとき、一足飛びにそこまでいくとは思いません。そうすると、結局集まらなければまた税を上げますよという意味なのです。町が出さなくて済むぐらいの税を上げていきますよということを佐藤町長今おっしゃったのです。これ住んでいる住民、加入者にとってはたまったものではありません。国民健康保険税の大幅な引き上げを提案してまいりました。私ども議会、私も委員会付託を賛成した一人でございます。加入者の置かれている状況を勘案して、やはり十分な議論が必要です。拙速な決定をすべきではないということに尽きます。だから、議員の多くの賛同を得て特別委員会に付託された、このように思っております。こういう状況のもとで、これの対抗手段として繰り上げ充用の方法を選んだという根拠が私は正常でないというふうに思います。

21年度の3月31日末の財政調整基金は7億9,000万円になっており、国保の実態からして一般会計からの繰り入れは必然性のものであると思っております。国が補助を減らし、その結果自治体も大変苦勞しております。自治体も苦勞していますが、国保の加入者も本当に苦勞しています。今の税負担ですら実態に合わないぐらい高い税を押しつけられている例がたくさんあるのです。だから、それをそれ以上にするということは、加入者の命も危うくなります。税を払わなければ、資格証明書です。話し合いに応じれば、短期保険証。こんなことで命を削って、病院に行かず亡くなった方、全国でたくさんの方が生まれています。私は、そういう町にしたくないから、今回の21年度分の1億というお金は財政調整基金を繰り入れて処理すべきである、このように思って、専決処分ですから、反対というのかな、承認か承認でないか問うのだよね。

(「そうです」の声あり)

○2番(堀合哲哉君) ですから、承認はできないということで、不承認ということで討論を終わります。

○議長(野村 洋君) 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。討論ございませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) なければ、これで討論を終わります。

これから承認第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

したがって、承認第9号は、承認することに決定しました。

◎日程第14 報告第1号

○議長(野村 洋君) 日程第14、報告第1号 平成21年度森町繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 報告第1号についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成21年度森町繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法第213条の規定によりまして別紙のとおり報告するものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。この表は、繰り越し計算書でございます。款2総務費、項1総務管理費、事業名としまして条件不利地域光通信網整備事業、翌年度繰越額が3億2,400万、全国瞬時警報システム整備事業、翌年度繰越額が302万円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、翌年度繰越額が1億9,206万3,000円。款8土木費、項4港湾費、事業名は森港改修事業、翌年度繰越額が6,010万円。このようになっております。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第1号を終わります。

◎日程第15 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第1号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

資料につきましては、資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照願いたいと思いません。

本案は、森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方公務員法の一部改正によりまして、条例の条項等を整理しようとする内容でございます。

第8条の2第4項中、条項を整理し、第1項の次に新たに第2項を加えるものでございまして、内容としましては3歳に満たない子のある職員の時間外勤務の制限を定めようとするものでございます。

附則としまして、この条例は、平成22年6月30日から施行し、経過措置としまして改正後の規定による請求は施行日前においても行うことができると、このようにしてございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第15、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第16、議案第2号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(片野 滋君) 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

資料につきましては、資料ナンバー2を提出してございます。ご参照願いたいと思います。

このたびの一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例の文言、また条項を整理しようとするものでございます。

第2条の改正では、育児休業をすることができない職員について規定してございますが、本内容につきましては育児休業法の中でこのたび規定されましたので、本条から削除し、条項を整理したものでございます。

第2条の2の追加につきましては、育児休業の取得は原則1回とされておりましたが、再度の育児休業を認めるよう改正されるものでございます。

第3条及び第5条の改正につきましては、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、再度の育児休業ができるよう、第3条の見出し、それから条項の整理等を行うものでございます。

第9条を削除しまして、第10条においては、職員の配偶者の就業の有無にかかわらず部分休業ができるよう改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成22年6月30日から施行し、第2条において経過措置を規定しておるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第3号 森町職員団体の登録に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、森町職員団体の登録に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。

資料につきましては、3番、4番、5番、3種類を提出してございます。ご参照願います。

このたびの改正につきましては、平成22年4月1日から施行されました北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例によりまして、条例の一部を改正しようとするものでございます。

第1条、森町職員団体の登録に関する条例第2条第1項中「渡島支庁管内公平委員会」を「渡島公平委員会」に改め、第2条、森町職員の給与に関する条例第15条の6第1項、それから第15条の7及び第15条の8第1項中「渡島支庁管内公平委員会規約」を「渡島公平委員会規約」に改め、第3条、森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条第2項中「渡島支庁管内公平委員会」を「渡島公平委員会」に改めようとするものでございます。

附則としまして、この条例は、平成22年7月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第4号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（泉 一法君） 議案第4号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面の森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、説明資料6ページにより説明いたします。条例改正の提案理由でございます。本案は、地方税法の一部を改正する法律及び国民健康保険条例参考例の一部改正に伴い、森町国民健康保険税条例の整備等を行うため、今回条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容につきまして申し上げます。1点目としまして、特例対象被保険者等に対する国民健康保険税の軽減措置の創設でございます。2点目としましては、関係法令改正に伴う整備でございます。

次ページの新旧条例文対照表をごらんください。改正部分についてご説明申し上げます。

条例第23条の次に特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例、第23条の2を加える。この条文につきましては、地方税法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者で倒産、解雇などによる離職、雇いどめなどにより離職された方の国民健康保険税を前年の給与所得をその100分の30とみなして算定し、課税するものでございます。

次に、第24条の次に特例対象被保険者等に係る申告、第24条の2を加える。これにつきましては、第23条の2に係る申告書等の届け出の条文でございます。

次に、第25条第1項第2号中「（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」を削る。

次ページの附則第5項中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改める。

附則第10項中「その世帯の」を「その世帯に」に改める。

附則第16項及び次ページの第17項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、また「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改めるものでございます。

議案第4号のほうに戻りまして、改正附則であります。この条例は、平成22年4月1日から適用する。ただし、附則第16項及び第17項の改正規定については、平成22年6月1日から適用するものでございます。

適用区分につきましては、改正後の森町健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第18、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第5号

○議長(野村 洋君) 日程第19、議案第5号 渡島支庁管内公平委員会規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(片野 滋君) 議案第5号についてご説明申し上げます。

本案は、渡島支庁管内公平委員会規約の変更についてでございます。

資料ナンバー7、新旧対照表を提出してございますので、ご参照願いたいと思います。

このたびの変更につきましては、本年4月1日から施行されました北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行によりまして、規約の一部を変更しようとするものでございます。

題名を渡島公平委員会規約に改め、第2条中「渡島支庁管内公平委員会」を「渡島公平委員会」に改めようとするものでございます。

附則としまして、この規約は、平成22年7月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第19、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第20、議案第6号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更につ

いてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、北海道市町村備荒資金組合格約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合格約を次のとおり変更しようとするものでございます。

資料につきましては、資料ナンバー8、新旧対照表を提出してございますので、ご参照いただきたいと思います。

本案につきましても支庁制度改革によるものでございまして、第6条中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改めようとするものでございます。

附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第21、議案第7号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、北海道市町村総合事務組合格約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のとおり変更しようとするものでございます。

資料につきましては、資料ナンバー9、新旧対照表を提出してございますので、ご参照願いたいと思います。

本案につきましても支庁制度改革によるものでございまして、規約第6条第1項中「各支

庁管内町村会長」を「各地区町村会長」に改め、同条第2項中「支庁管内町村会副会長」を「地区町村会副会長」に改めるものでございます。

第7条第2項中「支庁管内町村会長」を「地区町村会長」に改め、別表第1を新旧対照表のとおり各支庁を総合振興局、振興局にそれぞれ改めようとするものでございます。

附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可のあった日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第22、議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてでございます。

資料ナンバー10番、新旧対照表を提出してございますので、ご参照いただければと思います。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更しようとするものでございます。

本案につきましても、支庁制度改革に伴い規約の一部を変更するものでございまして、規約第5条の表中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改め、別表中「石狩支庁管内」を「石狩管内」、以下新旧対照表に記載のとおり、それぞれ改めようとするものでございます。

附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可のあった日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第8号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第22、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第23、議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更しようとするものでございます。

資料ナンバー11番、新旧対照表を提出してございますので、ご参照願います。

本案につきましても、支庁制度改革に伴い変更するものであり、規約別表第2中「石狩支庁管内」を「石狩振興局管内」に改め、以下資料に記載のとおり、それぞれ支庁管内を総合振興局管内、振興局管内に改めようとするものでございます。

附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第9号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第23、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第24、議案第10号 渡島広域市町村圏振興協議会の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課長（伊藤 昇君） ただいま議題となりました議案第10号 渡島広域市町村圏振興協議会の廃止についてであります。

本案は、地方自治法第252条の6の規定により、平成22年7月31日をもって渡島広域市町村圏振興協議会を廃止することの協議について議会の議決を求めようとするものであります。

内容といたしましては、昭和46年、地方自治法第252条の2の規定により議会の議決をいただき、設立されたところであり、平成21年3月31日をもって国の広域行政圏計画策定要綱が廃止されたことやこれまでの取り組みにより一定の成果を上げてきたことなどを踏まえ、このたび本協議会を廃止しようとするものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第25、議案第11号 平成22年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町一般会計補正予算の第2回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,520万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ87億8,955万円にしようとするものでございます。

以下、4ページからの事項別明細書によりご説明いたします。今回の補正の主な内容につきましては、給与の独自削減部分を減額補正したものが主な内容となっております。

まず、歳入でございますが、5ページ、款15道支出金、項2道補助金、目2民生費補助金、節1社会福祉費補助金の消費者行政活性化事業補助金38万5,000円につきましては、消費生活相談窓口設置に係る補助金でございます。

6ページ、款16財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入262万3,000円につきましては、北海道縦貫自動車道、道道大沼インター線用地としてグリーンピア大沼職員寮用地301.55平方メートルを売却するものでございます。

目2物品売却収入35万5,000円につきましては、インターネット公有財産売却により消防車1台を売却したものでございます。

続いて、款18繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金2億9,303万7,000円の主なものとして、歳出でもご説明いたしますが、人件費の減額補正等により地域振興基金繰りかえ運用金2億9,483万円を減額しようとするものでございます。

款20諸収入、項6雑入、目3雑入320万8,000円につきましては、先ほど財産収入でもご説明いたしましたが、グリーンピア大沼職員寮用地売却に伴い、敷地内にありますフェンス等の移転補償金でございます。

次に、歳出でございます。8ページをお開き願いたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目2人事管理費2億6,011万8,000円の減額につきましては、職員給与の独自削減、また本年4月、5月の人事異動による人件費を精査したものでございます。

目4財産管理費、節15工事請負費285万8,000円、節22補償補填及び賠償金35万円につきましては、グリーンピア大沼職員寮屋外工作物移設工事と北電、N T T施設移設補償費でございます。資料ナンバー12番を提出してございますので、ご参照いただきたいと思います。

目10定住対策費、節17公有財産購入費179万3,000円につきましては、からまつの森分譲地買い戻し金を計上したものでございます。

10ページ、項4選挙費、目2参議院議員選挙費、それから目3北海道知事及び道議会議員選挙費につきましては、当初予算の予算計上時に内容に誤りがございましたので、今回その誤った部分を訂正しようとするものでございます。

それと、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節9旅費4万2,000円、節11需用費9万5,000円、節18備品購入費24万8,000円につきましては、消費生活相談窓口開設に係るものでございます。

12ページをお開き願います。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費420万5,000円につきましては、学童保育所開設運営に係る経費を計上しようとするものでございます。資料ナンバー13を提出しておりますので、ご参照願います。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費、節15工事請負費204万8,000円の補正につきましては、森町葬苑火葬炉設備補修工事費でございます。

款6農林水産業費、項3水産業費、目4水産施設管理費、節11需用費96万3,000円の補正

につきましては、水産系副産物再資源化施設所管のホイールローダー修繕経費でございます。

14ページをお開き願います。款7商工費、項1商工費、目2観光費、節19負担金補助及び交付金につきましては、渡島、檜山地域の広域観光を推進するため、新たにみなみ北海道観光推進協議会を設立し、これまでの南北海道広域観光事業委員会、道南地域スタンプラリー実行委員会を新組織へ包含するものでございます。

16ページをお開き願います。款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費、節9旅費50万4,000円につきましては、このたびイギリスにて縄文時代の土偶を中心とした展覧会が開催され、鷲ノ木遺跡から出土した土偶が展示されることとなり、職員1名を派遣しようとするものでございます。

以上、議案第11号 平成22年度森町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

○2番（堀合哲哉君） 学童保育事業のこういう資料もついています。それで、担当課長、ぜひこれ説明していただきたい、私どもよくわからないので。

それと、13ページの児童福祉総務費の中に学童保育所運営事業補助金というのがありますよね。それから、上の施設用備品とか修繕料も、これ全部学童にかかわってくるのか、その辺の内容をご説明いただきたいと思います。お願いします。

○住民生活課長（竹内 明君） それでは、学童保育事業実施計画についてご説明申し上げます。資料ナンバー13をごらんいただきたいと思います。

まず、事業目的と学童保育の対象児童でありますけれども、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満、小学校3年生程度までの児童に対し、授業終了後、または夏、冬の長期学校休業日等に遊びや生活の場を与え、安全、安心な児童の健全育成を図ることを目的としております。受け入れ児童数でありますけれども、おおむね30人を予定しておりますけれども、これは昨年教育委員会が実施いたしましたアンケート調査をもとに、保育希望者、帰宅後子供の面倒を見る人がいなく、学童保育を利用したいという方が森町内の小学校で全体では122名の方が希望されております。その中で森小学校が71名おありまして、その約半数の30名程度が利用するものではないかと私どもは考えております。また、施設の収容可能人員も考慮して、30名としております。事業開始予定なのですけれども、今年の9月を予定しております。その間、今回予算措置されました後には運営者の公募の開始、またはその後選定、決定、そして学童保育児童の募集を随時始めていきたいなと思っております。できれば9月、早ければ2学期開始後を目標に開設したいなと思っております。

開設日と開設時間なのですけれども、平日、土曜日、長期休業日とありますけれども、平日につきましては放課後の午後1時から午後6時までの5時間、土曜日につきましては8時から18時までの10時間、長期休業日につきましては8時から18時までのおおむね10時間ということで一応開設時間を考えております。開設予定施設でありますけれども、これはあくま

でも候補施設でありますけれども、記載しております5施設を学童保育として検討しておりますけれども、5施設のうち最初に書いてあります渡島支庁の詰所、これが物品庫として現在使われておりますけれども、空き家となっております。さまざまなメリット、デメリット考慮いたしますと、現時点ではこの施設が最適な場所として一応考えております。開設形態でございますけれども、公設民営方式を実施したいなと思っております。といいますのは、さまざまなサービスの拡充ということを前提としておりまして、保護者の多様な就労形態、または要望にこたえるために民間の活力を願うものでございます。民営化でコストの抑制とか施設運営の柔軟性、あとは民営化によります財政の抑制も考えられると思います。

次に、学童保育の負担金でありますけれども、保育料8,000円としておりますけれども、これは公設の管内の学童保育の大体上限と確認しております。これにつきましては、収入としましては保育料8,000円の人分分で、その差額を町として補助したいなと思っております。それと、修繕費等に関しては、初期費用として今の施設を改修するための費用、そしてなおかつ保育に関しまして備品につきましては各遊具施設だとか、その他カーテンだとかカーペットとかを購入するものでございます。負担金の220万5,000円につきましては、先ほども負担金、保育料のほうでご説明いたしましたけれども、保育料で足りない部分を町が補助しようとするものでございます。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） 私これ見たとき、開設予定施設が5つもあるものだから、日にちでかわるのかなと思って、1日置きに場所をかえるのかなというふうに思ったのです。余りこういう提案ってないものだから、いっぱい並べるのは。今ここが最適だというお話であったり、あともう少し聞きたい。

19の負担金補助及び交付金なのですが、これは国とか道とか町とか、負担割合がありましたら説明してください。

それから、公設民営方式ということになるのですが、これをやっても経営的には余り成り立たないなという感じはします。これだけ町が補助金とか負担金を出すのなら、公設民営が悪いと言っているのではないのですよ。いっそのこと町でやってもいいのでないということも頭に浮かぶわけ。臨時職員で対応すればいいわけですから、あるいは資格を持っている。資格者となると、こんな安い賃金で、これが賃金と換算された場合ですよ、なかなか難しいけれども、それを町長日ごろから言っている子供が好きでボランティアでやろうとか、その時間だけは働くことできるというお母さんもいるかもしれません。そういう利用の仕方もあるだろうとは私思うのですが、大体成り立つのかなというのが1つと、それからやる方は社会福祉法人かNPO法人か任意団体と書いてあります。社会福祉法人かNPOで切るのなら、ああ、なるほどこういう団体かと思うのだけれども、任意団体で書いてしまえば全部一般でしょう。団体とか含めて、やりたいと思う人はやれるわけでしょう。そうではないの。だから、この任意団体というのは何なのかということをお私に教えてほしいの、任意団体の意味がわからない。だから、その辺をもう一度お話ししていただきたいなと思います。

○住民生活課長（竹内 明君） 今年、平成22年度に関しましては、年度途中でありますので、事業費に係ります国、道の補助金は見込めないという判断をしております。それから、この事業が成り立つかどうかということに関しましては、賃金及び役務費等を考慮しまして、その差額分を町が補助するという、8,000円の一月30人、それで来年の3月までの7カ月間、これで積算しているわけでございます。

あと、任意団体でありますけれども、単純に一般の方は団体であればいいということで、あと指導員というのですか、保育員もそれなりの資格を持った方が望ましいということで考えております。

以上です。

○2番（堀合哲哉君） わかりました。それで、いよいよ学童保育森町でやるのだなと、佐藤町長の思いがかなった部分なのでしょう。私いつもけなしてばかりいないからね。だから、大変いいことなのです。いいことなのだけれども、やる場合にはきちっとした形で対応してほしい。

それと、ついでに2つ聞きたい。過去相当、ほかの町村でいけば昔から学童保育やっているのです。民間でやっていて、それが今の流れというのは町がやるとか自治体運営がかなり増えてきている。ある種団体でやると経営が成り立たないのです、結局は。高い負担金を出せとも言えないでしょう。私高い負担金はだめだと思うけれども、そうすると成り立っていないというのが現状で、変化が起きてきている。それと、もう一点の変化は、長くやっているところは3年生以下ではないのです。小学校まで見てくださいという流れにもまた一方でなっているわけです。だから、町としてぜひ、担当課長も大変だと思いますが、この流れの中で、初年度はこれでいいとしても、次年度から対象を拡大するとか、30名で区切っては全然希望も何も持てないのではないかなと私なんか思うのだけれども、例えば収容人数を増やすとか、そういうものも同時に検討していかなければ、公設民営と名ばかりで、民間の人は引き下がってしまいますよ。だから、その辺のことも考えながら私はやるべきだと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどから佐藤町長、私のことに随分首振ってくれるものだから、課長でなく、この際町長しゃべってください。

○町長（佐藤克男君） 久々にご指名がありました。今堀合議員の言われる臨時採用というようなお話ありましたけれども、それならば採算がかなり合ってくるのかなということで、非常にうなずいておりました。NPOだとかもろもろの団体であれば、その運営費というのが必ずありますので、なかなか採算がとれないと。ですから、例えば保育園、保育所をなさった方にお願ひするだとか、そういうことをした場合にはかなり、人件費が一番大きな出費でございますので、その辺については非常に私もいい提案だなということであらうなずいていたところでございました。

以上でございます。

○6番（加藤玲子君） 学童保育事業というのがようやく立ち上がったかなというふうに、

非常に希望は持って、期待もいたします。ただ、ここでちょっと私お聞きしたいのですが、開設形態ですが、任意団体というところに私もやはりちょっと気になる部分が出ております。特に、民間は社会福祉法人あるいはNPO法人、この兼ね合いといいましょうか、こういう法人的な資格を持っているところが例えば優先的になるものなのか、あるいは任意団体でもそういうのをやってみたいと、ボランティア的な精神でなければ、採算はとれない。でも、子供が好きだから、これはぜひやらせてほしいというような方もいるかもしれません。ですから、その辺のところの優先順位というのはないのかもしれませんが、その辺の条件的なところ、例えば任意団体であれば多分個々の、個々といいますか、保育の経験のある方がやるのかなとも思いますが、その辺の決まりというのがあるのかなのか、その辺できましたら、法人と任意団体との差といいましょうか、その辺があるのだったら教えていただきたいのです。

○住民生活課長（竹内 明君） 法人組織もあれば、任意団体もあるとは思いますが、業者の選定に当たりましてはそれも含めて、または指導員の資格等も含めて今後選定の条件になってくると思いますので、今はっきり法人が有利だとか任意団体が有利だ、だめだということにはまだなっておりません。

以上です。

○6番（加藤玲子君） まだ確定的ではないというのであれば、これ9月から開始ということだと思っておりますが、例えば公募的なことがあるのか、その辺の全体に知らせる手法はどのようにして開設に向けてのお知らせというのがあるのかどうか、お知らせください。

○住民生活課長（竹内 明君） 今後の予定でございますけれども、今後実施要綱、補助基準の整備をいたします。確定いたします。その後、運営者、民間事業者等の公募を開始します。これは、6月の下旬から7月の下旬にかけて実施したいなと思っております。その後運営者の選定、決定を行いまして、それが終わりましたら学童保育の児童の募集を7月の後半から8月の後半に向けて募集したいなと思っております。それが決まれば、9月の中旬、これまでには開設したいなと思っております。

○7番（宮本秀逸君） 何点かお聞きいたします。

6ページに財産売却収入がございます。1つは、大沼インターの用地になるところを売り払ったというようなことなのですが、その売り払い先は東日本なのか、それともどこなのでしょう。その売り払い先と、それから坪単価を教えてくださいというのが1つと、それからもう一点は、その下に消防自動車を売りましたというふうな話がありますが、これは以前から公に出しておられたものだと思いますけれども、こういったものはすごく興味のある人はあるでしょうし、買う人も全国から集まってくるのかなと思っておりますが、何人くらいの申し込みがあったのかというようなことをお聞きしたい。

それから、もう一点は、からまつの森、買い戻しというようなことなのですが、これはいつも売ったり買ったりというのが常に毎年つきまってくるわけですが、今回何件ぐらいの買い戻しなのか、その買い戻しの理由といいますか、そこに来れないという買

った人の経済の状況とかいろいろなことがあろうと思いますので、そういった事情がわかれば教えていただきたいというのが1つと、もう一点は、葬苑の火葬炉の補修が出ていますけれども、これはあの火葬炉を大きくした部分がありましたよね。長さを長くしたというやつがありましたね、2基あるところのうちの1基ですよ、長くしたというやつがありました。あれのことなのでしょうか。もしそうだとしたら、それで結構です。それで、今までいろいろ指摘されていた問題というのは、ほとんど解決するのでしょうか。その点について伺います。

○議長（野村 洋君） まず、1、2点目。

○総務課長（片野 滋君） まず、1点目でございます。財産収入の部分の土地売却収入の関係、売り先は東日本高速道路株式会社でございます。ネクスコさんでございます。坪単価につきましては、坪当たり2万8,705円でございます。

それと、2点目の物品売却収入、消防車の売り払いでございますけれども、このインターネットの売り払いに対していわゆる登録制をとっておりまして、3件の登録がございました。それで、実際入札に参加されたのは1社でございます。それで、35万5,000円という金額で売り払うものでございます。

以上です。

○企画振興課長（伊藤 昇君） お答えいたします。

からまつの森の分譲地の買い戻しでございますが、1件の179万3,000円になってございますけれども、募集要項の10に契約の解除の項目が当初よりございます。その場合に、本人からの契約の解除の申し入れがあった場合には、その旨買い戻しをするということのものがございます。また、契約書の中の9条の第4項の規定の中にもその規定がございまして、10%の手数料をいただきまして買い戻しとして179万3,000円を執行するものでございます。この内容でございますけれども、本人の経済情勢の変化により解約の申し入れがあったということでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 4点目。

○住民生活課長（竹内 明君） それでは、13ページの森町葬苑火葬炉設備補修工事204万8,000円についてご説明申し上げます。

今回の火葬炉の補修につきましては、21年度の臨時交付金で実施いたしました森町葬苑の2号火葬炉とは別な左側の火葬炉の修理でございます。この火葬炉の耐火物の一部が剥離、落下する事態が5月に発生いたしまして、全面改修そのものは過去平成11年度に実施しておりますけれども、そのほかの部分的な改修は行っておりましたけれども、経年劣化で主燃焼炉の耐火物が、れんがなのですけれども、劣化が著しく、火葬中の事故も考えられることから、または外側の断熱材の影響も懸念されるというようなこともありまして、今回補正として計上させていただきました。

以上でございます。

○17番（三浦浩三君） ただいまの葬苑の、この部分のことでちょっと関連でお聞きしたい
と思います。

現在森と砂原と2つ火葬場ありますけれども、また建設計画の実施計画の中にも見直しの
条項に含まれるような、そういうものも想定されるもので、長期的にどういう観点でこれか
ら全面改修とか、そういうものもひっくるめた運営方法、そういうものまでもひっくるめた
考えというのはどういう考え持っておられるか、副町長でもよろしいのです。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時07分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第25、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時17分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

◎日程第26 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第26、議案第12号 平成22年度森町国民健康保険特別会計補正
予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算
案について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第2回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ837万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億5,984万5,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2特別調整交付金415万3,000円は、歳出の委託料に対する国の特別調整交付金を見込んでおります。

また、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金422万5,000円の増は、このたびの人事異動と給与条例の改正によるものでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出ですが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料、節3職員手当、節4共済費は、歳入でも申し上げましたように人事異動と給与条例の改正によるものでございます。また、節13委託料415万3,000円の補正は、地方税法の一部を改正する法律により、リストラなどで職を失った失業者が在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう国民健康保険税の負担軽減が講じられることとなりましたが、森町国民健康保険条例の一部を改正する提案をさせていただいております。これらの改正のため、国保税賦課事務のシステム改修が必要になり、補正しようとするものでございます。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第26、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎時間の延長について

○議長（野村 洋君） ここでお諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日の会議時間は延長いたします。

◎日程第27 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第27、議案第13号 平成22年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第13号について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第1回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ104万を減額し、歳入歳出それぞれ2億858万9,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。まず、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金の104万円の減は、給与条例の改正に伴うものでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料、節3職員手当、節4共済費の減額は、歳入でも申し上げたように給与条例の改正により減額するものでございます。

また、款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費、節13委託料18万4,000円の補正は、地方税法の改正により後期高齢者医療制度の業務の広域連合へ提供する所得、課税情報ファイルの仕様変更に伴うシステム改修費でございます。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第27、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第28、議案第14号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正

予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第14号について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第1回目となるものでございます。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ872万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ13億4,483万円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金86万円の補正は、高額医療合算介護サービス給付費の補正に伴い、繰り入れるものでございます。

また、目3地域支援事業繰入金、目4その他繰入金の減額は、人事異動や給与条例の改正に伴う支出の減により、繰入金も減となったものでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費と下段の款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費のそれぞれ節2給料、節3職員手当、節4共済費の補正は、歳入でも申し上げたように人事異動や給与条例の改正に伴い、減額するものでございます。

次に、8ページの款2保険給付費、項5高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費の86万円の補正は、高額医療、高額介護合算療養費制度により支給される介護サービス分の給付費でございます。

最後に、款4地域支援事業費、項2包括支援事業・任意事業費の各目におけるそれぞれ給料、職員手当、共済費の減額は、給与条例改正による減額となっているものでございます。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第28、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第29、議案第15号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計

補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第1回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から2,611万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ2億1,138万6,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入でございますが、一般会計繰入金金の減額は給与改定、人事異動に伴う減額によるものでございます。

6ページをお開き願います。6ページから7ページ、歳出、款1総務費の人件費にかかわる減額は、ただいま歳入でもご説明いたしました給与改定、人事異動によるものでございます。節12役務費の4,000円の増額は、人事異動に伴います介護支援専門員証を新たに受けようとする交付手数料でございます。

款2事業費につきましても、減額の内容は給与改定、人事異動に伴う減額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第29、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第16号

○議長（野村 洋君） 日程第30、議案第16号 平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算の第1回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出の総額にそれぞれ948万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4,521万9,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明を申し上げます。歳入についてですが、4ページをお開きください。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料の882万円の

増額につきましては、ウロの搬入の増量を見込んだことによるものでございます。

次に、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、66万5,000円の増額となっておりますが、これはウロの試験処理業務委託に係る費用の一部を基金から繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。6ページをお開きください。款1総務事業費、項1総務事業費、目1総務事業費、節2給料から節4共済費までの減額につきましては、人件費削減分としての措置によるものでございます。また、節13委託料につきましては、資料ナンバー14をご参照願いたいと思います。この委託料の1,073万1,000円の増額につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル施設に搬入されるウロの一部を試験的に太平洋セメント株式会社上磯工場において焼却処理をするための処理及び運搬委託料でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○2番（堀合哲哉君） 何点かお聞かせいただきたいと思います。

今日行われた議会の冒頭、黒田議運委員長から、森町のウロ処理施設の不法投棄にかかわるということで緊急質問を黒田議員が行いました。その答弁を聞いての関連する部分を含めて、私はお聞きしたいと思います。不法投棄が始まったと、新聞報道では昨年1月からという、この新聞報道だと2月です。2月から始まったということで我々は理解してよろしいのかということが1つ。

これは、町長は最初心配、ご迷惑かけたということで謝意を述べたのです。ところが、まことに個人的な私の耳で聞いていると、後半になると最初の迷惑かけたというのが薄れてしまって、何も悪いことしていないよというふうに私には聞こえたのです。だけれども、そうではないでしょうということで、私はちょっと聞きたいわけです。これは事実かどうかわかりませんので、確認したいと思うので、次から次に聞きます。始まりが去年の2月だったのか。週1回の割合で敷地のところに一時的な保管にせよこういう状況が続けてきたのか。町長は、お話の中でシートをかけなかった。あそこは、カモメが非常に多いところなのです。ですから、あそこで働いている方にとっては、こういうものを置けばカモメが来るというのは常識の話で、またその姿を見ているはずだと私は思います。そのときに気づいて、これはやっぱりだめだと、ましてやカモメなんて町の鳥ですよ。こういう状況はだめですということで、私はシートなりの配慮が欲しかったと思います。

それと、それに関連して、一部うわさの中に、たくさんあって処理できないから大量のカモメに食べさせると処分する量が減るのでないかと、だからうんとカモメに食べさせろなんというような、こういう事件起きると出ましてもいろいろ出てくるわけ。こんな話なんていうのはとんでもない話でしょう。だから、そういう状況下ですと1週間に1回ずつ続けてきたものを、これは管理は、とりあえずの管理は水産課だと思うのだけれども、水産課で把握できないのかという問題なのです。では、あの施設の管理は水産課ではなくて、あそこで働いている、係長クラスなのかな、わからないけれども、その方がすべての管理責任を負

っているということなのか、いや、そうではありませんということなのか、その辺のところ。あの機械で全量処理というのはできないという状況は、今までも過去から続いているわけですよ。ですから、その辺の判断はどうだったのかということがあります。

それから、私どうも疑問というのは、一部カモメが食べた、でも残るでしょう。出したものみんなカモメ食べたのですか、違うでしょうと思うのです。そうすると、引き揚げないとだめなの。機械で処理できたのかという問題なのです。できない分はたまっていくのですよ、稼働能力が非常に弱くなっていますから。その量というのは、では一体どうしたのですか。それすべてセメント工場に運んだのですかということ。その辺の事実関係をはっきりさせていただきたい。

それから、議運の委員長が申ししておりましたが、要するに管理の責任者というのは最終的には町長なのです。それで、すべて調査が終わって、いろんな報告事項まとめて、そうしたら管理責任を自分でも問いたいというお話しされましたから、余り強調はしませんけれども、こういうこと今後はないと思うのだけれども、カドミウムの除去施設、ウロに幾らかのカドミウムがまじっているものを外に放置して、カモメが食べた。別に今カモメをとってきて食べる人はいないと思うのだけれども、でも町の鳥です。カドミウムは、人間にだけ害を与えるわけではない。鳥でも、動物すべてです。それで、大きな公害が日本でも起きたはずなのです。その教訓から、カドミウムは沈殿するが、除去はできないと。要するに蓄積、蓄積していくので、除去しなければいけない。それを自然な形の状況まで、害のない状況まで戻して、そして肥料として使うとか、こういうことをやっているわけです。だから、その施設がそういうことをやったというのは、大きな責任問題に発展するだろうなというふうな単純な私の考え方です。

全部話しするといろんな問題出ますので、一応ここで一たんまとめたいと思いますので、答弁をお願いします。副町長、事実関係詳しい副町長ですか。事実関係詳しい方言っていただきたい。

○副町長（増田裕司君） 私の答えられる範囲でお答えしたいと思います。4月中私水産課長を兼務しておりました、当事者の一人なのですが、その時点で私のほうに報告入りまして、それ以降についてはご報告したとおり、即時停止をさせまして、次の代替策をとった。以前の話になりますと、いろいろあるのでしょうけれども、私どもが担当から聞いて、その確認をして皆様にご報告をしているとおりでございます。ただ、施設の管理のあり方、これについては、以前の問題は別として、合併以降支所の産業管理課でしたか、振興部でしたか、済みません、少し忘れましたが、それから本庁のほうに集約を、一元化をしたという経過と人事異動等重なりまして、現場の人間はかわらないのですが、指揮体系の中で少し問題があったということが今回の職員の課長、係長、現場の関係の人間からの事情聴取によって判明をいたしましたので、今後におきましてはそれらのことの意味疎通があるように、せっかく一元管理しているわけですから、現場と管理する側が意思疎通があるように、そして出てきた情報はすぐ上に上げるようにと、こういうふうに厳しく指示しておりますが、なお今後さ

らにきっちり調査をして、判明した段階ではそれらの、先ほど町長申し上げましたとおり場合によってはどういう注意処分になるかわかりませんが、必要な措置を講ずることが妥当だということになれば、町長がご判断されることだと思います。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） 大ざっぱに副町長お話しされたのだけれども、私の話している中で数点の質問もあったのです、その事実関係知りたいということで。週1回継続されたというのは、聞き取り調査の中でどういう結論を得たのですか。要するに、継続してしまったのですね。1回ぐらいやってしまったと、それを議会でも目くじら立てて何かやる話でもないのです。だけれども、新聞報道見ると、確信犯とは言いませんが、週に1回、処理できないものだから続けるわけですよ、結果的に。だから、それはカモメの飛んでくる状況わかっているわけですから、そのとき残念ながら職員はそういう気持ちになれなかったのかな、聞き取り調査の段階ではどうなったのかなということが1つと、セメント工場で処理した量というのは、今回の補正でないですよ、こういう問題が出たり、その以前からやっているのか。試験的な問題だというお話しされたけれども、結局今回新聞報道された中身の中のウロが余った部分、これはセメント工場に送られたものなのか、送れないのか。今騒いでいますね、このウロ。これ全部処理できないはずですよ、あの機械で。そうしたら、できなかった分、必ず余るのですよ。余る部分はなかったのですか。余る分がなかったら、大量にカモメがウロを食べたということになりますよ。すごい量ですよ。だから、その間セメント工場に委託というか、お願いして焼却処分していただいたものなのか、それをはっきり教えてほしい。でないと、私よくわからない。だから、その辺をお答えいただきたいのと、せっかくあれなので、3問しかないので、もう一問聞いておきます。

町長は、どなたに聞いたのだから、ちょっとわかりませんが、最初にご迷惑かけた町長おっしゃったわけだから、最後に人体に及ぼす影響も含めて科学的な見地でお話ししていただきましたかった。害はないよみたいなこと言われてしまうと、では迷惑かけたという言葉は何を指して迷惑になったのかなと、私自身ちょっとわからなくなってしまう。だから、この辺は、カドミウムというのは人体に入ったら大変なのでしょう。そういうものを除去しているわけですから、その施設で行ったことですから、今後も含めて、迷惑かけたというなら、やっぱり人体に影響が出ないように町としても最大限の管理体制強めて今後やっていきたいとか、そういう言葉で、私町長でないのだけれども、お話しされれば、私もああ、町長はそういうことで迷惑かけて謝罪したのだなとわかるわけ。だけれども、何かそうなるでしょう。そして、最後になると、新聞報道が悪いみたいな感じをちょっと受けたものだから、これは違うのでないか。だから、新聞報道の事実とどこが違うということがあんなら、その事実を話して、だから報道は違うのだと言っていたかなければ、違いは何もおっしゃっていないのですよ。だから、その辺の不法投棄なのか、不法だと知っておきながら放置したのか、自分の敷地だから何も構わないと思ったのか、いろんなのあるわけです。だけれども、今の法律からいけば、自分の土地であろうと、何を捨ててもいいという話ではないのです。

今回捨てたことにならないかもしれない、ちゃんと集めてもとに戻したから。だから、そういう認識も同時に持たないと、いろんな訴えというの来るものだから、その対応に逆に役場サイドが追い詰められる格好になるのですよ。だから、その辺のことを今後含めて、こういうことを二度と起こしてほしくないものだから、それで私聞いているもので、二、三についてご説明いただきたい。

○町長（佐藤克男君） この問題について私知ったのが先月だったと思うのです。副町長のほうには情報入っていたのですけれども、入っていなかったものですから、副町長には、こういう問題、小さなことであっても必ず私のほうに入れなさいという指摘をしておきました。そして、事情を聞いていたのですけれども、昨日ああいうことで新聞報道されて、そして私なりに情報を聞いてみたら、非常に情報が錯綜しているのです。真実は何なのかということで私がわからなくなりました。現場の人間と水産課の人間を両方呼びまして、そして何が本当なのかということを経理を整理しました。整理しましたら、聞いている話の中では、それは新聞には不法投棄と書いてありましたけれども、私の認識、それからまたよその新聞社も来て見たり、テレビ局も見たりなんかした判断では、これは不法投棄ではないよねということだったようです。私は、けさ、やっぱり現場見るのが一番でございますから、けさ現場を見に副町長と前水産課長だった佐々木参事と3人で現場を見てきました。私も話を聞いたら、これは不法投棄とか、そういうレベルの話ではないということをおなりに認識しました。

その中で、私がなぜ申しわけないということでお謝ったかということ、報道になったということは事実です。そして、お騒がせしたということも事実です。いろんな事情の中でこういう報道になったわけなのですけれども、この中で私はそういう報道になったということについては申しわけないという気持ちです。ただ、事実関係、これが不法投棄に当たるのかどうかについては、道、または保健所、そういうところで見ていただいて、その中でこれは不法投棄に当たるとか当たらないとかということについては、私自身は見てきた段階ではこれは不法投棄ではない。置いていたものに対して、決してカモメに食べさせていたとかそういうことではなくて、けさもお話ししましたけれども、忙しい繁忙期にはトラックが何台も来ますから、その人たちに待ってもらうのではなくて、ではとりあえずここに置いてと、そしてそれは必ずその日のうちには、これは電気分解する施設と、それからためておく施設がございます。このためておく施設には必ずそれは入れて、そして帰っているのだと、毎日帰っているのだということも確認させてもらいました。ただ、入れる間に、入れるのに数時間、長いときには5時間、ふだんであれば一、二時間置いていると。そこに対して、カモメが来て食べていたということは事実だったということで、そういう意味からいっても不法投棄だと私は全く思っておりません。それで、これは道、そして保健所等、また環境、そういう関係、警察、そういうところで判断していただいて、これが不法投棄だというならば、それに対して何らかの措置をしなければいけないだろうと思っております。

ただ、わかった時点から、先ほど副町長が当時一応水産課長を兼任しておりましたので、

そのお話をした時点で、もうそれは太平洋セメントのほうに焼却処分を出しなさい。ためないで、すぐ出しなさいという指示をして、今はそういうことのないような状態になっております。ですから、決して不法投棄だとか置きっ放しにしていたとか、そういうことではなくて、一時置いたやつがそれを不法投棄だと騒いでいた方がいたのだということも聞きました。私は、情報が錯綜して本当の話がわからなかったものですから、そういう意味で昨日も現場の人間、そして水産課の人間集めて話を聞いて、そしてけさほど現場を見て、行ってきた時点では私は決して不法投棄ではないなという私なりの判断でございます。それで、今後道、警察、また保健所とこれが不法投棄なのだということになればそれなりの措置をしなければいけない。ただ、今後そういう問題のないように、今は太平洋セメントさんのほうにこれを焼却処分と、ためないで、たまるようなことだったら焼却処分ということで出すということを今試験的にやっているということでございます。繁忙期が終わると、そういうこともなく、必ずすすっとホッパーのほうに、電気分解の施設のほうに入れられると、そのように聞いております。この2月、3月、4月の繁忙期についてそういうことがあったという事実だけはあります。ですから、先ほど来言っていますように、私としてはこれが不法投棄だという認識はないので、このものについては謝るということではなくて、お騒がせしたということについて私はおわびを申し上げました。

それから、先ほど来のカドミウムの話です。これは、水産関係の仕事をされた方、また森町はホタテをよく食べておりました。このカドミウムの問題出るまでは、我々は、私も送ってもらいましたけれども、このウロについてはイカのゴロのように珍味でございますから、それを食べていたわけでございます。今でも、漁師は食べている方もおられるようでございます。これが私も厚生労働省のインターネットを見て、厚生労働省も食料についての、食品についてのカドミウムについては、自然界で起きたものについては問題はないとはっきりと書いてございますので、それも確かめた上で、またこれを食べたからといってカモメに異常が出るという私なりの判断は持っておりません。ただ、今後はそういうことはいきませんので、必ず何かあった場合にはシート処理、または太平洋セメントさんのほうに焼却処分というような格好で持っていこうと、そのように考えております。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） 聞いたこともありますので、調査した段階での話でわかることだと思うので、それをお答えいただいておりますので、週1回を継続したというのは何なのかということ。セメント工場に、今の補正予算は今後の対応としての予算計上、それまでにセメント工場に処理させた分があるとしたら、どこで予算処理を……

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時52分

再開 午後 4時54分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○副町長（増田裕司君） 先ほど堀合議員から何点かありまして、聞き逃しているというか、答弁漏れあったかと思いますが、まず現場の人間から確認をしまして、そういう事実ございました。作業工程としては、現場見られているのでわかりだと思うのですが、即日に処理はするわけです。残ったリアルタイムで処理し切れない部分をホッパーに入れるのです。その埋まっている部分がまだいっぱいなもので、それが処理し切れて、次あくまでの時間がどうしてもできると。すなわち、搬入量が多いからそういうことになるわけなのですが、そういうことで一時的に業者の利便を計らってそういうふうにしたけれども、長い場合は四、五時間あったと。しかし、最終的には処理をして帰るので、1週間も10日も置いていたとか、そういうことではない。

それと、その間にシートかけなかったとか、そういうことについては、黙認していたといえますか、カモメが食べたのは知っていましたということでございます。ただし、先ほど言いましたように不法投棄という法的な、どこかよその場所に持って行って不法投棄しているとかという認識までは現場としては持っていなかったと。あくまでも仮置きで、カモメが食べていたのは承知していたけれども、おくれても処理するためにやむを得ないという判断をしていたということでございました。

それで、上磯に持っていつている分については、130トンくらいだということでございます。これは、私のほうの判断の問題でございますが、その時点ですぐ処理しなさい。財源はということで、入ってくる分があるので、総体としては影響しない。ただし、同じ処理ということに関して、委託処理も乾燥処理も大枠でいけば処理に変わりはないのですが、その時点で予算の組み替えとかいうことの指示をしませんでしたので、それは私の指導の誤りだということになるかと思いますが、その時点で補正なり、あるいは極端に言うところまで専決なりというお話しになるのでしょうか、少し判断が甘うございましたということでおわび申し上げたいと思います。予算の件については、そういうことでございます。

あと漏れがございましたら。

○2番（堀合哲哉君） おおよそわかりました。そういう状況で、今後の対応として上磯というか、旧上磯にある、今北斗市ですね、そのセメント工場に対応していただくと。それで、今の1トン当たりの単価も出ておりました。本来は利用者から運搬料ももらいたいところだけでも、これはそうは簡単にいかないです。あれをつくって、もちろん関係団体も入ってあの施設をつくったという経緯あるけれども、実際はやっぱり自治体中心に進めたわけですから、そこまではかけられない。何とかして対応するということだと私は思います。この写真を、北海道新聞に出た写真見ますと、どれが鳥かとわからないのだけれども、虫眼鏡で私見たのです。そうしたら、大方鳥だものね。何か区別つかないわけよ。虫眼鏡でこうやって見たら、大方カモメなのよ。だから、こういう状況というのは、まさかこれを使って、はい、これ森町の鳥ですよなんてだれも言えないでしょう。だから、そういうことも含めてきちっとした対応と、担当する課、島倉さん今課長になったばかりだ。今後支庁とも連携と

りながら、管理体制しっかりやらないと、まさかここまでなって、またあしたやるということにはならないと思うので、その辺のところの徹底を今後どう図るのかということで、副町長のほうから、事務的な部分を含みますので、お話しください。

○副町長（増田裕司君） 私のほうの立場では、先ほど申し上げたとおりですが、マスコミの皆さんにも申し上げたのですが、前回起きたウロの事件とかということも括弧書きである。なおかつ、町でやっていた施設でこういうことが起きること自体が問題だというご指摘でございました。それはおっしゃるとおりでございまして、ただ、しつこいようですが、意図的に不法投棄をしたという事例まではどうなのかなということで、今関係監督庁の調査なり処分なり要求あると思いますので、それを受けまして思いたいと思いますが、不適正な事例であったことは間違いない。

今後につきましては、町長からもいつも言われているのですが、現場基本、現場社会ということで、事務段階と現場の意思疎通を欠いていたということで先ほど申し上げましたが、こういうことが二度と起こらないように努めてまいりたいと思います。

○1番（青山 忠君） 砂原地区の旧彦潤地区、会所町地区、去年の暮れから相当な悪臭が風向きによって来るという苦情が非常にあります。それウロのおいなのか、やっぱり表に置いているということになるとにおいもするだろうし、その辺町側に相当な苦情が来ていると思うのですが、関連があるのかないのか、その辺どうでしょう。

○副町長（増田裕司君） 魚、浜の町なので、時期的によっていろいろにおいはあろうかと思いますが、その件については私のほうには報告来ておりませんで、そういう事例というのはリアルタイムで追及して、ここだということになりませんとなかなか判明できません、その関係は今のところ私のところでは把握しておりません。

以上でございます。

○1番（青山 忠君） 町側のほうに苦情行っていないということは、びっくりです。私のほうにも相当入っているのですよ。その辺町側としても調査してくれませんか。地域にどういにおいがするのか。相当なおいするのですよ。

○砂原支所長（輪島忠徳君） 今青山議員のほうからご質問あった部分につきましては、恐らくウロの施設ではなくて、付着物の乳酸菌で処理している施設だと認識しております。実は、私も4月に行ってから、そういうにおいがございまして水産課の職員の方々と一緒に行ってまいりました。ただ、風向がやませになったりとか、そういった自然条件でもかなり違うということもありまして、4月だったかと思うのですけれども、行ったときには現場のほうで処理をしたということになっておりまして、最近もまた、直接住民からは苦情なかったのですけれども、そういう話も入りまして、水産課の方々に対応していただいております。ここしばらくにおい等が発生していたわけですけれども、同じやませの状況続いておりましたけれども、処理が行き届いたのかどうかわかりませんが、においが薄れたという現状認識を持っております。

以上です。

○11番（坂本 元君） 先ほどの堀合議員の関連の質問になるのですけれども、ウロの中にカドミウムが入っているということで、カドミウム処理をしなければいけないということで砂原の施設つくったはずなのですけれども、そのときのやりとりで、焼却すると飛ぶよと、それから埋めるとしみ込むよということで、どうにもならないので、この施設のやり方以外はないよということの説明で始めたはずなのですけれども、今現在例えば話聞いていますと、太平洋セメントさんでカドミウムの飛ばない焼却炉を持っていらして、それでそこで焼却してもらえるのであれば、現在の施設必要ないような気もするのですが、そのような方向へ進む考えはないのかどうか、その辺のところをちょっとお願いしたいのですが。

○水産課長（島倉秀俊君） お答えします。

今の施設は平成12年に稼働していますけれども、その当時旧砂原町が主体になりまして、過疎債を使いまして、国の補助が2分の1、それと道が4分の1、あとの残りが旧森、旧砂原、鹿部町で負担しております。それで、きのうもちょっと支庁のほうから言われたのですが、25年間稼働しないと補助金の返還の対象になるという、そういうご指摘もありましたので、急にとめた場合にそういうこともあり得ると思いますので、我々としてみれば、補助金の金額ちょっとわかりませんが、できれば返さない方向で稼働率を50%切らない、改善計画を出さないような状態で続けて、あとその残りの部分を太平洋セメントのほうに焼却を依頼したいというのがベストだと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 質問の中で、セメント工場で飛ばないような状況で処理できるのかと。

○水産課長（島倉秀俊君） 実は、太平洋セメントのほうからお話あったときに、カドミウムの場合は800度、ダイオキシンの関係もありますので、大丈夫という、そういう数値の結果が出て、ただ太平洋セメントのほうでは炉が約1,000度ということで聞いておりますので、その辺は数値はダイオキシン出たとしても範囲内ということで聞いて、うちのほうでは処理を委託しております。

以上です。

（「ダイオキシンではなくてカドミウムのことを聞いているんですよ。

ダイオキシンはわかりました。カドミが飛ぶのかどうか」の声あり）

○総務課参事（佐々木陽市郎君） それでは、副町長の前は私で、大変責任を感じております。申しわけありません。今の坂本議員のご質問に、補足的にご説明したいと思います。

太平洋セメントさんでは、今年の秋ごろから自分のところでイカゴロ、あとホタテのウロ関係処理して、処理料を少しでも売り上げ伸ばしていきたいと、セメントがああいう状況なものですから、そういう企業戦略の中で、内浦湾の4町の水産課長レベルの中には実は提案がございまして、その中でいろいろ検討してまいった経過がございまして。このたびウロ等もやれるということで、何回か実験重ねて、そういう見込みが立ってはおりました。そのやさきにこの問題が発生いたしまして、早速太平洋セメントさんのほうと協議いたしまして今日に

至っているところでございます。あと、技術的なものですが、炉の中は800度から1,000度になって、ダイオキシンはそうですし、あとダイオキシンは元素ですから、なくはなりません。ただ、その行き先が最終的にはセメント材料として再利用していくということで、ダイオキシンは実は……

○議長（野村 洋君） カドミウム。

○総務課参事（佐々木陽市郎君） 失礼しました。カドミウムは元素ですから、なくはないのですが、セメントの原料に太平洋セメントさんは再利用していくという、焼いて、焼き込んでセメントの原料にしていく、そういう再利用の方法ですよということでご提案でございます。オホーツクのほうのウロの処理は焼却なのですが、それが灰が残ります。灰の中にはカドミウムが入っていますので、それはまた2次処理ということではなければならなりません。そうすると、トンの処理単価が最終的には3万5,000円とか4万円に上るといふふうに聞いております。それは、重金属の法的な適正処理の灰の処理料が別途かかってくるからそういう金額になるのでございますが、太平洋セメントの場合はセメント原料に再利用してしまうものですから、その先はもう法的にはないということになりまして、一番安価な方法かなというふうには今は思っておりますが、一応技術的にはそういう形でございますので、太平洋セメントさんに行った際に、そういう被害的な2次汚染的な心配があるということはないというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第30、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第17号

○議長（野村 洋君） 日程第31、議案第17号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（大久保善之君） 議案第17号についてご説明いたします。

平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第1回目の補正となるものでござ

います。

第2条、業務の予定量を次のとおり補正するものです。

(1)、病床数を60床、これは27床減少による60床でございます。(2)、年間入院患者数を1万8,250人、(3)、1日平均患者数、入院を50人とするものでございます。

第3条、平成22年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款病院事業収益、既決予定額10億2,798万4,000円に8,030万円を減額補正し、9億4,768万4,000円とするものでございます。

支出の部、第1款病院事業費用、既決予定額11億6,810万7,000円に9,450万6,000円を減額補正し、10億7,360万1,000円とするものでございます。

続きまして、裏側2ページの下段の事項別明細書によりご説明いたします。収入、款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益、既決予定額5億3,655万円に8,030万円を減額補正し、4億5,625万円とするものであります。これは、病床数の27床減少により入院患者数1日平均70人から50人とし、診療単価については2万1,000円から10対1入院基本料への移行に伴い、4,000円アップとし、2万5,000円に引き上げたものでございます。

支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、既決予定額7億5,882万6,000円に9,447万1,000円を減額補正、目3経費、既決予定額1億7,008万7,000円に3万5,000円を減額補正するものでございます。目1給与費については当初医師2名の補充で予算計上しておりましたけれども、病床数の減少に伴い、医師1名分減員したものと本年度の職員給与削減分でございます。また、目3経費については、健康診断分及び福祉協会負担金が減額になったためでございます。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書2ページです。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第31、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野村 洋君） 日程第32、議案第18号 平成22年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の2億9,867万5,000円から121万4,000円減額し、収入総額を2億9,746万1,000円としようとするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億933万9,000円から491万円減額し、支出総額を3億442万9,000円としようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益、節の負担金の減額121万4,000円は、負担金として公共下水道事業より受け入れる課長給与費等の削減によるものでございます。

同じく支出の款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費、節の給料104万4,000円、手当91万1,000円、法定福利費34万6,000円の減額は、職員給与費の削減等によるものでございます。

同じく、目5総係費、節の給料106万7,000円、手当120万9,000円、法定福利費33万1,000円、厚生費2,000円の減額は、職員給与費の削減等によるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第32、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第19号

○議長（野村 洋君） 日程第33、議案第19号 平成22年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） ご説明いたします前に、恐れ入りますが、事項別明細書の5ページの資本的収入及び支出の部分で、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費と記載のある部分の上段に支出という字が抜けておりましたので、書き加えをお願いします。

それでは、議案第19号についてご説明申し上げます。本案は、平成22年度森町公共下水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、既定の収入、支出予算の総額を375万5,000円減額し、収益的収入及び支出予算総額をそれぞれ4億396万5,000円にしようとするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款下水道事業資本的収入を既決予定額の2億7,387万9,000円から415万4,000円減額し、収入総額を2億6,972万5,000円にしようとするものでございます。

支出につきましては、既決予定額の4億6,855万6,000円から518万6,000円減額し、支出総額を4億6,337万円にしようとするものでございます。

第4条の他会計からの補助金につきましては、既決予定額の2億2,618万1,000円から375万5,000円減額し、補助金の総額を2億2,242万6,000円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入についてであります。款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金、節の一般会計補助金の減額375万5,000円は、職員給与費等の削減による減額となっております。

次に、支出につきましては、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費、節の給料24万4,000円、手当65万6,000円、法定福利費3万2,000円の各減額は、職員給与費の削減等による減額となっております。

同じく、目4総係費、節の給料31万4,000円、手当16万8,000円、法定福利費9万2,000円、厚生費3,000円の各減額は、職員給与費の削減等による減額となっております。また、会費及び負担金121万4,000円の減額は、課長給与費等に係る水道事業に対する負担金の減額によるものです。

4ページから5ページにわたりますが、同じく、目5減価償却費、節の有形固定資産減価償却費103万2,000円の減額は、平成21年度の建設事業の資産評価により、22年度の減価償却額が確定したことによる減額であります。

続きまして、資本的収入及び支出の収入についてであります。款1下水道事業資本的収入、項3出資金、目1他会計出資金、節の一般会計出資金の減額415万4,000円は、職員給与費の削減による減額となっております。

次に、支出につきましては、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費、節の給料219万4,000円、手当195万9,000円、法定福利費103万3,000円の各減額は、職員給与費の削減による減額となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第19号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第33、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第34、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。
佐藤町長の説明を求めます。

○町長（佐藤克男君） 平成22年第1回森町議会、諮問第1号でございます。
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めます。

住所、北海道茅部郡森町字上台町305番地の15、名前、石黒等さん、昭和21年12月13日生まれ。

平成22年6月9日に提出しまして、任期満了は平成22年9月30日で、再任ということで意見を求めるところでございます。

ご審議お願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから諮問第1号を採決します。
お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第34、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第35 発議第1号

○議長（野村 洋君） 日程第35、発議第1号 森町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会改革等に関する調査特別委員長（青山 忠君） 提案趣旨説明。

発議第1号 森町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案の趣旨説明を申し上げます。

地方分権下における住民の立場に立った信頼の置ける活性化された地方議会となるために、議会運営の全般について議会改革を図ることを目的に議会改革等に関する調査特別委員会が平成21年3月定例会において設置されたところであります。この間特別委員会では、議員定数の見直しについて6回の議論を重ね、議会構成の骨格をなす内容として、行政需要を的確にとらえ、施策に反映させる議会機能の発揮と議会みずからが率先して痛みをこらえ、定数を削減する実効的な行政改革の視点で協議を進めてきました。

具体的には、合併に沿う均衡あるまちづくりを進めるとともに、議会を十分に機能させることを前提に、議会活動と定数の関係、定数と報酬の関係、定数と常任委員会との関係、代議員制と他町との関係などに意を配りながら、次の内容で条例の一部を改正するものであります。

このたびの議会改革等に関する調査特別委員会の決定に基づき、森町議会の定数を地方自治法第91条第1項の規定に基づき16人とするここでここに提案した次第でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用するものであります。

以上、発議第1号の提案に対する趣旨説明といたしまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから発議第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

日程第35、発議第1号は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第35、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第36 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第36、意見書案第1号 北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書を議題とします。

これから意見書案第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第36、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第37 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第37、意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

これから意見書案第2号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第37、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第38 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第38、意見書案第3号 発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデイジー教科書の普及促進を求める意

見書を議題とします。

これから意見書案第3号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第38、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第39 意見書案第4号

○議長(野村 洋君) 日程第39、意見書案第4号 機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める見書を議題とします。

これから意見書案第4号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第39、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第40 意見書案第5号

○議長(野村 洋君) 日程第40、意見書案第5号 コメの戸別所得保障対策等の見直しを求める見書を議題とします。

これから意見書案第5号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第40、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第41 意見書案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第41、意見書案第6号 小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書を議題とします。

これから意見書案第6号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから意見書案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第41、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第42 意見書案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第42、意見書案第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育確保・拡充に向けた意見書を議題とします。

これから意見書案第7号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第42、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第43 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第43、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第119条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、日程第43のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第44 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長（野村 洋君） 日程第44、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会通年議会等の試行に関する実施要綱第7条に基づき、配付の上報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りいたします。

これをもちまして平成22年第1回森町議会定例会6月会議に付議されました議件の審議はすべて終了しました。

よって、平成22年第1回森町議会定例会6月会議を終了いたします。

休会 午後 5時35分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成22年6月9日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員